

欧州検察局（EPPO）の設置に関する規則

—EU 財政における不正対策の強化—

国立国会図書館 前 調査及び立法考査局
海外立法情報課 島村 智子

目 次

はじめに

I EPPO 設置の背景

- 1 EU 財政の概要
- 2 EU 財政に対する不正の現状
- 3 EU における不正対策の取組
- 4 不正対策の問題点

II EPPO 規則の制定

- 1 根拠規定とその特徴
- 2 制定過程

III EPPO 規則の概要

- 1 規則の構成
- 2 主な規定内容

IV 制定後の動向

おわりに

翻訳：欧州連合運営条約第 86 条

欧州検察局（EPPO）の設置に関する高度化協力を実施する 2017 年 10 月 12 日の理事会規則（EU）2017/1939（抄）

キーワード：European Public Prosecutor's Office、EU 予算、EU の財政的利益を害する犯罪、PIF 指令、先行統合、enhanced cooperation

要 旨

EU 財政における不正への追及を強化するため、EU の新たな機関として、欧州検察局 (EPPO) が創設された。EU の財政的利益を害する犯罪に関し、従来加盟国のみが有していた捜査・訴追の権限が EU 機関に付与されることとなり、EU の予算及び域内納税者の利益の保護に資するものと期待されている。

EPPO は、ルクセンブルクの本部と、各加盟国で活動する欧州委任検察官で構成される組織であり、2020 年末までの活動開始が目指されている。設置を規定した理事会規則は、一部の加盟国のみで先行統合を進めることを可能とする高度化協力の制度を利用して制定され、2018 年末現在、加盟 28 か国のうち 22 か国がこれに参加している。

本稿では、EPPO 設置の背景と、EPPO 規則の制定根拠、制定過程及び概要について紹介し、EPPO 設置に関する EU 運営条約の規定の翻訳及び EPPO 規則の抄訳を付す。

はじめに

欧州連合 (EU) では、2017 年 10 月 12 日、欧州検察局 (European Public Prosecutor's Office: EPPO) の設置に関する高度化協力を実施する理事会規則⁽¹⁾ が採択された (Council Regulation (EU) 2017/1939. 以下「EPPO 規則」)。EPPO は、EU の財政的利益を害する犯罪をその活動の対象とする。この EU の財政的利益とは、「EU の予算、EU の基本条約に基づき設置された諸機関の予算、並びにそれらが管理・監視する予算によって賄われ、取得され又は支払われるべき、全ての収入、支出及び資産」と定義されており (EPPO 規則第 2 条第 3 号)、EPPO は、EU の予算執行における詐欺、汚職、マネーロンダリング等の行為や、付加価値税 (VAT) の虚偽申告及び不正還付などの犯罪について捜査・訴追を行う機関となる。このような捜査・訴追の権限は、従来 EU に付与されず加盟国のみが有していた⁽²⁾ が、対応措置が十分に実施されず、損害が回復されない場合も多いことがこれまで問題となっていた。このため、EU レベルの機関に捜査・訴追の権限を付与し、こうした不正行為の訴追及び損害の回収を効果的に実施することが目指されている。

本稿では、第 I 章において、EPPO 設置の背景として、EU 財政の概要、EU 財政に対する不正の現状、不正対策の取組と問題点を概説する。また、第 II 章では EPPO 規則の制定根拠と制定過程について、第 III 章では同規則の概要について、第 IV 章では規則制定後の動向について紹介し、最後に、EPPO 設置に関する EU 運営条約 (Treaty on the Functioning of the European Union) の規定の翻訳及び EPPO 規則の抄訳を付す。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 2 月 21 日である。

(1) Council Regulation (EU) 2017/1939 of 12 October 2017 implementing enhanced cooperation on the establishment of the European Public Prosecutor's Office ('the EPPO'), *Official Journal of the European Union*, L283, 2017.10.31. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R1939>>

(2) EU は、加盟国から付与された権限の範囲内において行動し (権限付与の原則)、基本条約において EU に付与されていない権限は、加盟国に留保されている。

I EPPO 設置の背景

1 EU 財政の概要

EU では、その運営や共通政策の実施のため、加盟国の国家予算とは別に予算を有している。2018 年の予算額は、約 1601 億ユーロ⁽³⁾(約 20 兆円)であった。

このうち、歳入予算の内訳は、固有財源 (own resources) (98.72%) とその他の収入 (1.28%) から成る⁽⁴⁾。固有財源には 3 種類あり、①伝統的固有財源と呼ばれる、関税収入及び砂糖課徴金 (歳入予算全体の 15.79%)、② EU 共通の付加価値税 (VAT) 税制を基に、課税標準の定率が各国に適用される付加価値税財源 (同 11.92%)、③国民総所得 (GNI) の定率を各国が拠出する GNI 財源 (同 71.01%) である。

また、現在の多年度財政枠組み (2014~2020 年) における歳出内容は、農村開発を含む共通農業政策への支出 (39%)、加盟国間及び地域間の格差是正のための支出 (34%)、経済・雇用促進、教育、研究助成のための支出 (13%)、対外政策・EU 加盟予定国支援 (6%)、EU 運営費 (6%)、移民・難民対策を含む安全・市民政策への支出 (2%) となっている⁽⁵⁾。これらの歳出予算の約 8 割は、様々な政策実施のために加盟国に支払われ、各国で管理・支出されている⁽⁶⁾。

2 EU 財政に対する不正の現状

EU 財政に対する不正の規模は、正確には明らかになっていないのが現状である。欧州委員会は、2013 年に公表した EPPO 規則案の附属文書の中で、過去 3 年間に於いて毎年約 5 億ユーロの不正の疑いが確認されたものの、これには未発覚のものは含まれておらず、実際の不正額は年間 30 億ユーロ程度に上るおそれがあると見積もっている⁽⁷⁾。

このうち、支出面では、農業分野における補助金や、域内の経済的・社会的格差の是正を目的とした支援を行う構造基金をめぐる不正行為が、収入面では、付加価値税をめぐる不正行為や、タバコ・アルコールの密輸入などによる関税収入の損失が、損害の主な要因とされている⁽⁸⁾。

3 EU における不正対策の取組

財政における不正の問題は、欧州統合の初期段階から提起されており⁽⁹⁾、不正対策について、

(3) 1 ユーロは約 124 円 (平成 31 年 3 月分報告省令レート)。General Budget of the European Union for the Financial Year 2018, *Official Journal of the European Union*, L57, 2018.2.28, p.12. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018B0251&from=EN>>

(4) 現在の固有財源制度は、EU 運営条約第 311 条に基づき採択された、次の決定により規定されている。Council Decision of 26 May 2014 on the system of own resources of the European Union (2014/335/EU, Euratom), *Official Journal of the European Union*, L168, 2014.6.7. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32014D0335>> なお、その他の収入には、EU 職員の俸給への課税や、EU 競争法違反に対する制裁金などがある。歳入予算の概略については、庄司克宏『新 EU 法 基礎篇』岩波書店、2013、p.113; European Commission, *European Union Public Finance*, 5th edition, Luxembourg: Publications Office of the European Union, pp.190-197 を参照。

(5) European Commission, “Reflection paper on the future of EU finances,” 2017.6.28, p.6. <https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/reflection-paper-eu-finances_en.pdf>

(6) 「「成果重視の予算」に取り組む EU」『EU MAG』Vol.56, 2017.1.27. <<http://eumag.jp/feature/b0117/>>; European Commission, “Commission Staff Working Document: Impact Assessment: Accompanying the Proposal for a Council Regulation on the establishment of the European Public Prosecutor's Office,” SWD (2013) 274 final, 2013.7.17, p.73. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52013SC0274&from=EN>>

(7) European Commission, *ibid.*, p.7.

(8) *ibid.*, pp.73-98.

段階的に取組がなされてきた。ここでは、不正対策に関する従前の組織と主要規定を紹介する。

(1) 主な対応組織

EUの予算執行・管理の適切性に関する審査を行うため、1975年に欧州会計検査院 (European Court of Auditors) の設置が合意され、1977年に活動を開始した⁽¹⁰⁾。欧州会計検査院は、現在においてもEUの会計検査を行う監査機関であり、各加盟国につき1人の検査官から成るもので、ルクセンブルクに置かれ、約850人の職員を擁している (2017年末現在)⁽¹¹⁾。欧州会計検査院は、EUの全ての収入・支出が適法かつ正規の方法で行われているか、また、財政の運営が健全に行われているかを審査し、審査は、文書のほか、必要に応じ、EU諸機関や加盟国における実地調査に基づき行われる。欧州会計検査院は、各会計年度⁽¹²⁾の終了後に年次報告書を作成し、報告書はEU官報において公表される。さらに、特定の問題に関し、特別報告書を作成して意見を提出することもできる。

また、1988年には、欧州委員会の内部に不正対策調整部門 (Anti-Fraud Coordination Unit: UCLAF) が設けられた⁽¹³⁾。1999年には、欧州委員会のUCLAFを改組した、欧州不正対策局 (European Anti-Fraud Office: OLAF) が設置された⁽¹⁴⁾。OLAFは、EUの財政的利益を害する詐欺、汚職及びその他の不法行為などに関し独自に行政調査を行い、加盟国に対する犯罪捜査開始の提案や、EU機関に対する不正支出回収などの勧告を行い、それぞれ権限を有する機関の対応措置につなげる役割を担っている⁽¹⁵⁾。その実績について、OLAF公表のデータによると、2017年には197件の調査が完了し、この結果に基づき309件の勧告がなされた⁽¹⁶⁾。

(2) 不正対策に関する法的枠組み

1992年に署名されたマーストリヒト条約 (1993年11月発効) によって、EUの基本条約においても、加盟国が、自国の財政的利益を害する不正行為に対する措置と同様の対策措置を、EUの財政的利益の侵害についてもとることが規定された⁽¹⁷⁾。また、欧州委員会の支援を受けつつ、EUの財政的利益を不正行為から保護するための行動を各国が調整することや、管轄官庁間の相互協力を行うことも定められた。

また、現行のEU運営条約においては、不正対策に関する規定が第325条に設けられ、EUの財政的利益を害する犯罪に関し、EUと加盟国の両方が、抑止及び保護のための措置をEU

(9) 山本直「第9章 EU不正防止政策と欧州不正防止局」福田耕治編著『EU・欧州統合研究—“Brexit” 以後の欧州ガバナンス 改訂版』成文堂、2016、pp.190-191。

(10) 欧州会計検査院の沿革については、同機関のウェブサイトを参照。“History.” European Court of Auditors website <<https://www.eca.europa.eu/en/Pages/History.aspx>>

(11) European Court of Auditors, *2017 Activity Report*, Luxembourg: Publications Office of the European Union, 2018, p.34. <https://www.eca.europa.eu/lists/ecadocuments/aar17/aar17_en.pdf>

(12) 会計年度は、1月1日から12月31日までの期間である。

(13) 不正対策調整部門 (UCLAF) 及びその後継組織の欧州不正対策局 (OLAF) の沿革については、欧州委員会ウェブサイト参照。“History.” European Commission website <https://ec.europa.eu/anti-fraud/about-us/history_en>

(14) 1999/352/EC, ECSC, Euratom: Commission Decision of 28 April 1999 establishing the European Anti-fraud Office (OLAF), *Official Journal of the European Communities*, L136, 1999.5.31. <<https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:1999:136:0020:0022:EN:PDF>>

(15) OLAFの設置とその活動については、山本 前掲注(9)、pp.190-201を参照。

(16) “OLAF in figures.” European Commission website <https://ec.europa.eu/anti-fraud/investigations/fraud-figures_en>

(17) マーストリヒト条約により改正された、欧州共同体 (EC) 設立条約の第209a条。Council of the European Communities and Commission of the European Communities, *Treaty on European Union, Luxembourg*: Office for Official Publications of the European Communities, 1992. European Union website <https://europa.eu/european-union/sites/europaefiles/docs/body/treaty_on_european_union_en.pdf>

諸機関及び各国において講じることを義務付けている。同条は、EU の財政的利益の保護のため、加盟国が協調して行動することや、欧州委員会と共同で管轄官庁間の緊密かつ定期的な協力をを行う義務も定めている。このほか、EU の財政的利益を害する犯罪に対し、予防・対処のための必要措置を立法手続により採択する義務も定めている。

さらに、1995年に署名された、欧州共同体（EC）の財政的利益の保護に関する条約⁽¹⁸⁾では、財政的利益を害する不正行為について、犯罪の定義が初めて定められ、各国において刑罰を科すことができるよう必要な措置を講じる義務が規定された。その後、同条約及びその議定書を引き継ぎ、2017年にPIF指令（Directive (EU) 2017/1371）⁽¹⁹⁾が制定された。PIF指令は、EUの財政的利益の侵害に関し、犯罪となる行為についてのEU共通の定義を定めており、詐欺事件、贈収賄、横領、マネーロンダリングなどを犯罪と規定している。また、付加価値税をめぐる虚偽申告や不正還付などの行為については、指令の適用対象を、2か国以上の加盟国に関わり、かつ、損害の総額が1000万ユーロ以上に上る犯罪のみと定めている。さらに、同指令は、各国が定めるべき罰則の最低基準についても規定している⁽²⁰⁾。EPPOは、このPIF指令が規定している犯罪を活動の対象とする。

4 不正対策の問題点

こうした対策の整備にもかかわらず、不正行為に対し、捜査・訴追などの対応措置が十分に実施されず、損害が回復されないケースが多いことが問題となっている。その最大の理由として、EUレベルにおいて捜査・訴追を行う権限がないことが指摘されてきた⁽²¹⁾。

EUでは、2か国以上の加盟国に影響を与える重大犯罪に関し各国の警察及びその他の法執行機関間の調整・協力支援を行うユーロポール（欧州警察機関：Europol）と、捜査・訴追機関間の調整・協力支援を担うユーロジャスト（欧州司法機構：Eurojust）が設置されている。しかし、いずれも強制的措置の適用や司法手続を行う権限は付与されておらず、これらの権限は各国の国内管轄機関に限られている。

また、不正行為に関する調査を行うOLAFについて、2018年11月の欧州会計検査院の報告書⁽²²⁾によると、OLAFの調査に基づく勧告を受けて加盟国が対応措置をとる決定をした事件のうち、起訴に至る割合は半数以下にとどまっている。この理由として、OLAFの調査完了後に行われる各国の刑事捜査は、不正行為の実行から相当の時間が経過しているため、起訴に十分な証拠が得られなかったり、公訴時効を迎える場合があることや、勧告された案件が国内法に基づく刑事犯罪に該当すると判断されない場合があることが指摘されている。また、欧州委員会に対するOLAFの勧告のうち、資金回収が実現した案件は半数以下であり、金額では13%程度に過ぎない。この理由として、各国の刑事捜査が行われている場合には、EU機関による

(18) Convention drawn up on the basis of Article K.3 of the Treaty on European Union, on the protection of the European Communities' financial interests, *Official Journal of the European Communities*, C316, 1995.11.27, pp.49-57. <[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31995F1127\(03\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31995F1127(03)&from=EN)>

(19) PIFとは、「(EUの)財政的利益の保護」(Protection des Intérêts Financiers (de l'Union européenne))の略である。Directive (EU) 2017/1371 of the European Parliament and of the Council of 5 July 2017 on the fight against fraud to the Union's financial interests by means of criminal law, *Official Journal of the European Union*, L198, 2017.7.28. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017L1371>>

(20) 例えば、犯罪行為による損害又は収益が10万ユーロを超える場合には、個人に対する最長4年以上の拘禁刑を科すことができるようにするなどの規定がある。

(21) European Commission, *op.cit.*(6), pp.11-15, 23-24.

(22) European Court of Auditors, *Fighting fraud in EU spending: action needed*, Special report No 01/2019, Luxembourg: Publications Office of the European Union, 2019, pp.37-49, 55-56. <https://www.eca.europa.eu/Lists/ECADocuments/SR19_01/SR_FRAUD_RISKS_EN.pdf>

資金回収手続を並行して行うことが困難であること、OLAF の調査結果のみでは証拠が不十分なこと、回収の対象となる法人が既に解散していることなどが挙げられている。このため、同報告書は、OLAF の調査に基づく不正行為への対応措置は不十分と指摘している。

このような課題に対処するため、欧州委員会を中心として、EPPO の設置が長年にわたり検討されてきた⁽²³⁾。

II EPPO 規則の制定

1 根拠規定とその特徴

2007 年のリスボン条約 (2009 年 12 月発効)⁽²⁴⁾ によって、EU 運営条約第 86 条には、EU の財政的利益を害する犯罪への対処のため EPPO を設置できることと、そのための手続が定められた⁽²⁵⁾。

EU の立法行為を採択するための立法手続には、通常立法手続と特別立法手続が存在する。通常立法手続は、欧州委員会の提案に基づき、欧州議会と EU 理事会が共同で採択するもので、現在の基本条約において標準的で最も多用されている⁽²⁶⁾。これに対し、特別立法手続は、EU 理事会又は欧州議会が単独で採択する。EPPO の設置規則については、EU 運営条約第 86 条において、EU 理事会が、後者の特別立法手続に基づいて採択するよう定められている。

また、規則を採択する際、EU 理事会は、欧州議会の同意を得た後、全会一致により決定を行うことが規定されている。リスボン条約の下では、EU 理事会による法令案の議決は特定多数決⁽²⁷⁾ が原則となっており (EU 条約 (Treaty on European Union) 第 16 条第 3 項に基づく)、全会一致は、安全保障、治安、社会保障、税制など、加盟国にとって機微な事項においてとられている⁽²⁸⁾。さらに、全会一致に至らなかった場合には、希望する一部の加盟国で先行統合を開始できる高度化協力 (enhanced cooperation)⁽²⁹⁾ の制度に基づいて EPPO を設置できることが定められている。EPPO の設置に関するこのような手続規定は、刑事司法協力分野の中でも特に個別の手続が定められたもので、現在の EU の立法手続としては特殊なものとなっている⁽³⁰⁾。

(23) EPPO の設置に関して検討・提案した代表的な文書として、次のものがある。M. Delmas-Marty, *Corpus Juris, Introducing Penal provisions for the purpose of the financial interests of the European Union*, éd. Economica, 1997; M. Delmas-Marty, J.A.E. Vervaele (eds.), *The Implementation of the Corpus Juris in the Member States*, Intersentia, 2000; European Commission, "Green paper on the criminal law protection of the financial interests of the Community and the establishment of an European Prosecutor," COM (2001) 715 final, 2001.12.11; European Commission, "Delivering an area of freedom, security and justice for EU's citizens: Action plan implementing the Stockholm Programme," COM (2010) 171 final, 2010.4.20. これらに対し、当初は加盟国の反対が大きかったとされる。検討経緯の概略については、以下を参照。Anne Weyembergh and Chloé Briere, *Towards a European Public Prosecutor's Office (EPPO)*, Study for the LIBE Committee, 2016, p.9. European Parliament website <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2016/571399/IPOL_STU\(2016\)571399_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2016/571399/IPOL_STU(2016)571399_EN.pdf)>; 浦川絃子「欧州検察局の創設構想をめぐる現状と課題—EU 刑事司法協力の新たな局面—」『立命館国際地域研究』43 号, 2016.3, pp.122-125. <http://r-cube.ritsumei.ac.jp/repo/repository/rcube/7245/as_43_urakawa.pdf>

(24) Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community, *Official Journal of the European Union*, C306, 2007.12.17. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=OJ:C:2007:306:TOC>>

(25) EU 運営条約第 86 条については、本稿 pp.61-62 を参照。

(26) 中村民雄『EU とは何か—国家ではない未来の形— 第 2 版』信山社, 2016, pp.82-86.

(27) 特定多数決は、原則として、EU 理事会構成員の少なくとも 15 名以上で少なくとも 55% 以上の賛成を要し、かつ、EU の総人口の少なくとも 65% 以上の加盟国の賛成を要する。

(28) 庄司克宏『新 EU 法 基礎篇』岩波書店, 2013, pp.55-56.

(29) 訳語として国内の文献では、「より緊密な協力」、「強化された協力」、「補強化協力」、「先行統合」なども用いられている。高度化協力の制度については、島村智子「EU の運営の在り方をめぐる議論—Brexit を受けた検討過程を中心に—」『岐路に立つ EU』(調査資料 2017-3) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2018, pp.90-92. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11055938_po_20180310.pdf?contentNo=1> を参照。

(30) この点については、浦川 前掲注 (23), pp.126-127 を参照。

このほか同条は、EPPO の権限を、財政分野だけでなく、国境を越える重大犯罪にも拡大できることを定めている。

2 制定過程

欧州委員会は、EPPO 設置のための規則案⁽³¹⁾を 2013 年 7 月 17 日に公表した。同案に基づき、EU 理事会で約 3 年間にわたり審議が行われ、修正案が作成されたが、最終的に必要な全会一致が得られないという結論に至った⁽³²⁾。その後、2017 年 4 月 5 日、16 か国が、欧州議会、EU 理事会及び欧州委員会に対して EPPO 設置のための高度化協力の開始を通知した⁽³³⁾。同年 6 月までに、さらに 4 か国⁽³⁴⁾がこの高度化協力に参加する意思を通知した。2017 年 10 月 5 日、欧州議会は規則案に同意し、2017 年 10 月 12 日、EU 理事会は 20 か国で規則案を採択した。EPPO 規則は、同年 10 月 31 日に公布、11 月 20 日に施行された⁽³⁵⁾。なお、規則の制定後に 2 か国⁽³⁶⁾が参加し、2018 年末現在の参加国は 22 か国となっている⁽³⁷⁾。

III EPPO 規則の概要

1 規則の構成

EPPO 規則は、第 1 章「主題及び定義」（第 1 条～第 2 条）、第 2 章「EPPO の設置、任務及び基本原則」（第 3 条～第 7 条）、第 3 章「EPPO の地位、構成及び組織」（第 8 条～第 21 条）、第 4 章「EPPO の管轄権及び管轄権の行使」（第 22 条～第 25 条）、第 5 章「捜査、捜査方法、訴追及び訴追の代替措置に関する手続規則」（第 26 条～第 40 条）、第 6 章「手続上の保護」（第 41 条～第 42 条）、第 7 章「情報の取扱い」（第 43 条～第 46 条）、第 8 章「データ保護」（第 47 条～第 89 条）、第 9 章「財政及びスタッフ規定」（第 90 条～第 98 条）、第 10 章「EPPO のパートナーとの関係に関する規定」（第 99 条～第 105 条）、第 11 章「総則」（第 106 条～第 120 条）の全 11 章 120 か条から成る。

2 主な規定内容

(1) 設置、任務、基本原則（第 3 条～第 7 条）

EPPO は、EU の機関として設置され、法人格を有する。その任務は、PIF 指令及び EPPO 規

(31) Proposal for a Council Regulation on the establishment of the European Public Prosecutor's Office, COM (2013) 534 final, 2013.7.17. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52013PC0534>>

(32) “Proposal for a Regulation on the establishment of the European Public Prosecutor's Office: General approach,” ST 5445-2017 INIT, 2017.1.31. Council of the European Union website <<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-5445-2017-INIT/EN/pdf>> なお、同文書では、2017 年 1 月 12 日の司法内務理事会で提示された修正案に対し、少なくとも 1 か国（スウェーデン）について、不参加の意向を確認したと記されている。

(33) “Notification to the European Parliament, the Council and the Commission with a view to establishing enhanced cooperation on the draft Regulation on the establishment of the European Public Prosecutor's Office in accordance with the third subparagraph of Article 86(1) of the Treaty on the Functioning of the European Union (“TFEU”),” ST 8027 2017 INIT, 2017.4.5. *idem* <<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-8027-2017-INIT/EN/pdf>> 16 か国は、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、ドイツ、フィンランド、フランス、ギリシャ、リトアニア、ルクセンブルク、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン。

(34) 4 か国は、通知日の順にラトビア、エストニア、オーストリア、イタリア。

(35) Council Regulation (EU) 2017/1939 of 12 October 2017 implementing enhanced cooperation on the establishment of the European Public Prosecutor's Office (“the EPPO”), *op.cit.*(1)

(36) 2 か国は、通知日の順にオランダ、マルタ。

(37) 不参加国は、デンマーク、アイルランド、ハンガリー、ポーランド、スウェーデン、イギリスの 6 か国。

則で定められている EU の財政的利益を害する刑事犯罪に関し、実行者及び共犯者の捜査、訴追、及び公判請求を行うことである。EPPO は、その活動において EU 基本権憲章⁽³⁸⁾ に規定された権利を尊重しなければならない、また、法の支配及び比例性原則⁽³⁹⁾ に拘束される。EPPO は独立した機関であり、その活動全般について、欧州議会、EU 理事会及び欧州委員会に対し説明責任を負う。

(2) 組織（第 8 条～第 20 条）

EPPO は、中央レベル（本部）と分権的レベル（各加盟国）で組織される。本部はルクセンブルクに置かれ⁽⁴⁰⁾、協議会（College）、常設会議（Permanent Chambers）、欧州検察局長（European Chief Prosecutor）、欧州副検察局長（Deputy European Chief Prosecutors）、欧州検察官（European Prosecutors）、及び理事長（Administrative Director）で構成される。これらの活動を補助する人員として、EPPO スタッフが雇用される。

また、各加盟国には、欧州委任検察官（European Delegated Prosecutors）が置かれる。欧州委任検察官は、各加盟国の推薦に基づき任命される、検察・司法部門の現職の構成員である。それぞれの組織・役職の主な役割等は表のとおりである。

表 EPPO における組織・役職とその主な役割

本部（ルクセンブルク）	
協議会 議長（欧州検察局長） + 各加盟国 1 人の欧州検察官	<ul style="list-style-type: none"> 活動の一般的監督 戦略的事項及び個別の事件に見られる一般的課題に関する決定 常設会議の設置、内部手続規則の採択
常設会議（常設会議の数は、EPPO の内部手続規則で定める。） 議長（欧州検察局長、欧州副検察局長又は欧州検察官のうちいずれか 1 人） + 欧州検察官 2 人	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委任検察官が行う捜査及び訴追の監視・指示 国境を越える事件の捜査及び訴追の調整 捜査・訴追の実施に係る決定（公判請求、事件の却下、各国管轄官庁への事件付託、欧州委任検察官に対する捜査開始指示等）
欧州検察局長（1 人） 任期 7 年（更新不可）。 欧州議会及び EU 理事会が共通の合意により任命	<ul style="list-style-type: none"> EPPO の長として、業務の組織、活動の指揮、決定を行うこと。 EU 諸機関、EU 加盟国及び第三者に対して、EPPO を代表すること。
欧州副検察局長（2 人） 任期 3 年（更新可能）。 欧州検察官の中から協議会が任命	<ul style="list-style-type: none"> 欧州検察局長の補佐
欧州検察官（各加盟国 1 人） 任期 6 年（更新不可、ただし、3 年間以内の延長可能。3 年ごとに全体の 1/3 を交代）。 各加盟国が推薦する候補者 3 人の中から EU 理事会が選出・任命	<ul style="list-style-type: none"> 常設会議を代表して、自身の出身加盟国で欧州委任検察官が行う捜査及び訴追を監視すること。 常設会議と欧州委任検察官との間の連絡・情報経路

(38) EU 基本権憲章（Charter of Fundamental Rights of the European Union）は、EU 市民の市民権及び政治的・経済的・社会的権利について定めた文書であり、欧州議会、EU 理事会及び欧州委員会による政治的宣言として 2000 年 12 月に採択され、その後、リスボン条約によって、EU 条約及び EU 運営条約と同等の法的価値を有することが定められた。

(39) 比例性原則は、EU の活動の内容及び形式は、EU の基本条約の目的の達成に必要とされる範囲を超えてはならないという原則であり、EU 条約第 5 条第 4 項において規定されている。

(40) EU 諸機関の本拠地に関する 2003 年 12 月 13 日の加盟国間の合意により、EPPO の本拠地がルクセンブルクに決定された。“Conclusions of the representatives of the member States, meeting at head of state or government level in Brussels on 13 December 2003,” *Brussels European Council 12 and 13 December 2003: Presidency Conclusions*, 2004.2.5, p.27. European Council website <<https://www.consilium.europa.eu/media/20825/78364.pdf>>

<p>理事長 任期 4 年（更新不可、ただし、4 年以内の延長可能）。 欧州検察局長が提案する候補者リストから協議会が任命</p>	<p>・ 運営・予算面における法的な代表者として、EPPO を運営すること。</p>
各加盟国	
<p>欧州委任検察官（各加盟国 2 人以上） 任期 5 年（更新可能）。 各加盟国の推薦に基づき、欧州検察局長の提案を受けて協議会が任命</p>	<p>・ 各加盟国において EPPO を代表して活動し、EPPO 規則に基づく権限・地位に加え、捜査、訴追及び公判請求に関し国内の検察官と同等の権限を有する。 ・ 事件の捜査、訴追、公判立会い ・ EPPO 規則に基づく義務遂行を妨げない範囲で、国内の検察官の職務を行うことも可能</p>

（出典）EPPO 規則を基に筆者作成。

（3）管轄権（第 22 条～第 25 条）

EPPO は、加盟国の国内法で実施されている PIF 指令が規定する、EU の財政的利益を害する刑事犯罪について管轄権を有し、これと不可分に関連するその他の刑事犯罪についても管轄権を有する。EU 諸機関及び加盟国の管轄官庁は、EPPO が管轄権を行使し得る全ての犯罪行為を EPPO に報告することが義務付けられている。これにより提供された情報は、EPPO の内部手続規則に従って登録・検証される。

EPPO が管轄権を行使する基準は、①事件が EU レベルで影響を持ち、EPPO が捜査を行う必要があること、② EU の職員等が犯罪を行った疑いがあること、のいずれかに該当する場合であり、必要に応じて、国内管轄官庁又は EU 諸機関と協議を行う。

EPPO が管轄権の行使を決定した場合には、加盟国の管轄官庁は、同一の犯罪行為に関して権限を行使できない。

（4）捜査・訴追等

（i）捜査（第 26 条～第 33 条）

EPPO の管轄権の範囲内の犯罪が行われている又は行われたと考える合理的根拠がある場合、加盟各国に置かれた欧州委任検察官は、捜査を開始し、EPPO の捜査・訴追管理のための事件管理システム（case management system）に記入しなければならない。また、欧州委任検察官が捜査を開始していない場合には、常設会議は捜査を開始するよう指示する。事件の捜査は、原則として、犯罪活動の中心となった加盟国の欧州委任検察官が担当する。EPPO は、捜査開始の決定を各国管轄官庁に通知する。

また、EPPO が管轄権を行使し得る犯罪について各国管轄官庁が捜査を開始する場合や、各国管轄官庁が、犯罪捜査の開始後、EPPO が管轄権を行使し得る犯罪に関わるとみなす場合には、EPPO に通知しなければならない。この通知を受けて EPPO は、事件を引き継ぐ移管の権利を行使するかどうかを 5 日以内に決定する。移管が決定された場合には、各国管轄官庁は、事件の記録を EPPO に送付し、更なる捜査活動を行うことはできない。

事件を担当する欧州委任検察官は、EPPO 規則及び国内法に従って、捜査を自ら行い、又は自国の管轄官庁に指示することができる。事件における重要な進展については、事件管理システムを通じて、欧州検察官及び常設会議に報告することが義務付けられている。さらに、犯罪の重大性などの理由に基づき、例外的に、監督する欧州検察官が自ら捜査を行い又は自国の管

轄官庁に指示するための手続も設けられている。

このほか、捜査において欧州委任検察官が命令・要請できる捜査方法、国境を越える捜査が行われる場合の相互協力義務、補助欧州委任検察官（他国の欧州委任検察官）への措置の移譲の手続等が定められている。欧州委任検察官は、国内の類似事件に適用可能な国内法に従って、被疑者又は被告人の逮捕・勾留を命じ又は要請することができる。

（ii）訴追等（第 34 条～第 40 条）

欧州委任検察官は、捜査が完了したと判断したときに、監督する欧州検察官に報告書を提出する。当該報告書には、事件の概要を記すとともに、国内裁判所への訴追、国内官庁への事件の付託、事件の不起訴又は簡易訴訟手続のいずれを行うかを示す決定案を記載する。その後、報告書に基づき、常設会議が決定を行う。

（5）その他の規定

本稿の翻訳では紙幅の都合上省略したが、EPPO 規則の第 6 章から第 10 章には、主に次のような内容が含まれている。第 6 章では、被疑者・被告人の権利保護（第 41 条）と、EPPO の活動に関する加盟国国内裁判所及び EU 司法裁判所⁽⁴¹⁾ の審査（第 42 条）について規定されている。また、第 7 章では、各国管轄官庁及び EU 諸機関が保有する情報へのアクセスや、EPPO の事件管理システムの設置などについて規定されている（第 43 条～第 46 条）。第 8 章では、個人データの取扱いに関し、取扱いの原則、保管期限、アクセス権限、データ主体の権利、取扱記録の保管、域外へのデータの移転、欧州データ保護監督官⁽⁴²⁾ による監督など、多数の規定が設けられている（第 47 条～第 89 条）。

このほか、第 10 章「EPPO のパートナーとの関係に関する規定」（第 99 条～第 105 条）では、EPPO の任務遂行に必要な範囲で、EU の諸機関、EPPO 設置の高度化協力に不参加の加盟国、域外国の官庁及び国際機関と協力関係を構築・維持し、情報交換を行えることが定められている。個別の EU 機関との協力関係としては、①ユーロジャストについて、個人データを含む捜査情報の交換、EPPO に不参加の加盟国及び域外国との連絡・執行における支援、ユーロジャストの事件管理システムの間接的な利用、ユーロジャストからの運営支援（第 100 条）⁽⁴³⁾、② OLAF について、EU の財政的利益の保護のための相互協力義務、同一の事実に対する OLAF の並行的調査の禁止、EPPO の捜査活動に対する支援、OLAF の事件管理システムの間接的な利用（第 101 条）⁽⁴⁴⁾、③ユーロポールについて、協力に関する実務協定の締結、ユーロポールに対する情報提供・個別の捜査における分析（第 102 条）などが規定されている。

(41) EU 司法裁判所（Court of Justice of the European Union）は、EU の基本条約の解釈及び適用における法の遵守の確保を任務とする機関。各加盟国につき 1 人の裁判官で構成される司法裁判所（Court of Justice）及び各加盟国につき少なくとも 1 人の裁判官で構成される一般裁判所（General Court）から成る。加盟国、EU 諸機関又は私人による訴訟について判決を下す直接訴訟、加盟国裁判所からの要請により EU 法の解釈又は EU 諸機関の行為の有効性について裁定を行う先決裁定手続などを行う。

(42) 欧州データ保護監督官（European Data Protection Supervisor: EDPS）は、EU 諸機関における個人データの取扱いを監督する。

(43) 2018 年 11 月 14 日に制定されたユーロジャストに関する新規則には、EPPO との協力に関する規定が盛り込まれた。Regulation (EU) 2018/1727 of the European Parliament and of the Council of 14 November 2018 on the European Union Agency for Criminal Justice Cooperation (Eurojust), and replacing and repealing Council Decision 2002/187/JHA, *Official Journal of the European Union*, L295, 2018.11.21. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018R1727>>

IV 制定後の動向

EPPO は今後、2020 年末までの活動開始が目指されており、EPPO 規則第 14 条に基づく欧州検察局長の選出に向けて、2018 年 10 月に選考委員会が構成され⁽⁴⁵⁾、同年 11 月に官報に公募が掲載された⁽⁴⁶⁾。このほかにも、2017 年 11 月の EPPO 規則の施行以降、暫定理事長指定のための手続、本部の施設に関するルクセンブルク政府との協議、EPPO スタッフ費用の確保などが進められていることが公表されている⁽⁴⁷⁾。

EPPO の権限の範囲について、欧州委員会のユンカー（Jean-Claude Juncker）委員長は 2017 年 9 月、国境を越えるテロ犯罪にも拡大することを提案した⁽⁴⁸⁾。2018 年 9 月には、欧州委員会がこの方針に沿った文書を公表し、EU 運営条約第 86 条を改正するための決定案を示した⁽⁴⁹⁾。国境を越えるテロ犯罪への権限の拡大は、ユーロジャスト及びユーロポールが従来行っている各国からの要請に基づく支援・協力の提供だけでなく、捜査開始や各国管轄官庁に指示する権限を持つ EPPO を活用することで、より効果的な情報共有や、複数の加盟国にわたる捜査・訴追の一貫性の確保を目指すものである。これを受けて欧州理事会は、提案を今後検討するとしている⁽⁵⁰⁾。

おわりに

EPPO 規則の制定によって、EU 財政に対する不正に関し、加盟国の排他的責任に属する捜査・訴追の権限が初めて EU 機関に付与された。長く検討されてきた構想がようやく実現したことは、EU 予算及び域内納税者の利益を保護するため、重要な一歩と評価されている⁽⁵¹⁾。

その一方で、加盟国の権限を移譲し、超国家的権限を有する垂直型の組織を設置することへの抵抗から、欧州委員会による当初の規則案⁽⁵²⁾は、立法手続において大幅に修正され、政府間協議に基づく複雑な組織・制度となったという評価もみられる⁽⁵³⁾。例えば、当初の規則案

(44) EPPO 規則の制定を受けて、関係機関である OLAF に関する規則の改正案が 2018 年 5 月 23 日に公表された。Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU, Euratom) No 883/2013 concerning investigations conducted by the European Anti-Fraud Office (OLAF) as regards cooperation with the European Public Prosecutor's Office and the effectiveness of OLAF investigations, COM (2018) 338 final, 2018.5.23. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2018:338:FIN>>

(45) Council Decision (EU) 2018/1275 of 18 September 2018 appointing the members of the selection panel provided for in Article 14(3) of Regulation (EU) 2017/1939, *Official Journal of the European Union*, L238, 2018.9.21. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018D1275>>

(46) European Public Prosecutor's Office (EPPO): Publication of a vacancy for the European Chief Prosecutor: Luxembourg: Temporary Agent AD 15, *Official Journal of the European Union*, C418A, 2018.11.19. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.CA.2018.418.01.0001.01.ENG>>

(47) "European Public Prosecutor's Office: update on the implementation," ST 8939 2018 INIT, 2018.5.30. Council of the European Union website <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-8939-2018-INIT/en/pdf>>

(48) "President Jean-Claude Juncker's State of the Union Address 2017," 2017.9.13. European Commission website <http://europa.eu/rapid/press-release_SPEECH-17-3165_en.htm>

(49) European Commission, "Communication from the Commission to the European Parliament and the European Council: A Europe that protects: an initiative to extend the competences of the European Public Prosecutor's Office to cross-border terrorist crimes," COM (2018) 641 final, 2018.9.12. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52018DC0641>>

(50) "European Council conclusions, 18 October 2018," 2018.10.18. European Council website <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2018/10/18/20181018-european-council-conclusions/>>

(51) Valsamis Mitsilegas and Fabio Giuffrida, "Raising the bar? Thoughts on the establishment of the European Public Prosecutor's Office," *CEPS Policy Insights*, No 2017/39, 2017.11, p.21. <https://www.ceps.eu/system/files/PI%202017-39%20Mitsilegas_Giuffrida_0.pdf>

(52) Proposal for a Council Regulation on the establishment of the European Public Prosecutor's Office, *op.cit.*(31)

が規定していた、財政的利益を害する犯罪の捜査・訴追に関する EPPO の排他的権限や、EPPO の活動に際し域内を単一の法的領域 (single legal area) とみなす概念などは削除された。また、当初の規則案に規定がなかった、各国から選出される欧州検察官が参加する協議会及び常設会議は、加盟国が手続の監督・決定に対する関与を確保するために設けられたとされる。さらに、各国で実際に捜査等を行う欧州委任検察官は、国内の検察・司法機関の構成員であるため、EPPO の職務遂行における独立性の確保などの課題も指摘されている。

今後は、EPPO の活動開始により、EU 財政に対する不正の追及及び損害の回収が効果的に機能するかどうか、また、刑事司法分野における協力進展の動向が注目点と言える。

(しまむら ともこ・総務部総務課)

(本稿は、筆者が海外立法情報課在職中に執筆したものである。)

(53) 以下、EPPO 規則に関する論評については、主に次の文献に基づく。Valsamis Mitsilegas and Fabio Giuffrida, *op.cit.*(51), pp.7-8, 19-20; John A.E. Vervaele, "The European Public Prosecutor's Office (EPPO): Introductory Remarks," Willem Geelhoed et al., *Shifting Perspectives on the European Public Prosecutor's Office*, Hague: T.M.C. Asser Press, 2018, pp.12-14, 17; European Court of Auditors, *op.cit.*(22), pp.49-51.

欧州連合運営条約第 86 条

Article 86 of the Treaty on the Functioning of the European Union

国立国会図書館 前 調査及び立法考査局
海外立法情報課 島村 智子 訳

【目次】(太字は訳出した箇所)

前文

第 1 部 原則

第 2 部 非差別及び連合市民権

第 3 部 連合の政策及び域内活動 (抄)

第 4 部 海外の国及び領土との連合

第 5 部 連合の対外行動

第 6 部 機構及び財政に関する規定

第 7 部 一般規定及び最終規定

第 3 部 連合の政策及び域内活動 (抄)

第 5 編 自由、安全及び司法に関する領域 (抄)

第 4 章 刑事分野における司法協力 (抄)

第 86 条

1. 欧州連合の財政的利益を害する犯罪に対処するため、EU 理事会は、特別立法手続⁽¹⁾に基づき採択する規則により、ユーロジャスト⁽²⁾から欧州検察局 [以下「EPPO」] を創設することができる。EU 理事会は、欧州議会の同意を得た後に、全会一致により決定しなければならない。

EU 理事会において全会一致に至らない場合には、少なくとも 9 加盟国から成るグループは、規則案を欧州理事会に付託するよう要請することができる。この場合、EU 理事会における手続は停止される。欧州理事会は、審議の後に合意に至った場合には、この停止から 4 か月以内に、採択のため同案を EU 理事会に差し戻さなければならない。

同期間内に合意に至らない場合、少なくとも 9 加盟国が、関係する規則案に基づき高度化協力の確立を希望するときには、当該加盟国は、欧州議会、EU 理事会及び欧州委員会にしかるべく通知しなければならない。この場合には、欧州連合条約第 20 条第 2 項及び欧州連

*この翻訳は、欧州連合 (EU) 運営条約 (Consolidated version of the Treaty on the Functioning of the European Union, *Official Journal of the European Union*, C202, 2016.6.7. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:12016E/TXT>>) の第 86 条を訳出したものである。訳文中の [] 内の語句は、訳者による補記である。なお、インターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 2 月 21 日である。

(1) 特別立法手続は、EU の立法行為を採択するための立法手続の 1 つであり、EU 理事会又は欧州議会が単独で採択する。これに対し、通常立法手続では、欧州委員会の提案に基づき、欧州議会と EU 理事会が共同で採択する。

(2) ユーロジャスト (欧州司法機構: Eurojust) は、EU における加盟国の捜査・訴追を管轄する機関同士の調整・協力を支援することを目的として設置された機関。EU 運営条約第 85 条に基づくものである。

合運営条約第 329 条第 1 号に掲げる高度化協力を進める許可が与えられたものとみなし、高度化協力に関する規定を適用する。

2. EPPO は、必要に応じてユーロポール⁽³⁾と連絡し、第 1 項が規定する規則に定めるとおり、欧州連合の財政的利益に対する犯罪の実行者及び共犯者の捜査、訴追及び公判請求に責任を有するものとする。EPPO は、当該犯罪に関し、加盟国の管轄裁判所において、検察官の職務を遂行しなければならない。
3. 第 1 項に掲げる規則は、EPPO に適用される一般規定、その機能遂行に関し適用する条件、その活動に適用可能な手続規則、証拠の許容性に関し適用する手続規則及び EPPO の職務遂行に当たりとられた手続措置の司法審査に適用される規則を定めたものでなければならない。
4. 欧州理事会は、同時に又は事後的に、EPPO の権限を国境を越える重大な犯罪に拡大するため、第 1 項を改正し、また、これにより、2 以上の加盟国に影響を及ぼす重大な犯罪の実行者及び共犯者について第 2 項を改正する決定を採択することができる。欧州理事会は、欧州議会の同意を得た後に、かつ、欧州委員会との協議の後に、全会一致により決定しなければならない。

(しまむら ともこ・総務部総務課)

(本稿は、筆者が海外立法情報課在職中に執筆したものである。)

(3) ユーロポール (欧州警察機関: Europol) は、EU における加盟国の警察機関等の活動や相互協力を支援・強化することを目的として設置された機関。EU 運営条約第 88 条に基づくものである。

欧州検察局（EPPO）の設置に関する高度化協力を実施する 2017年10月12日の理事会規則（EU）2017/1939（抄）

Council Regulation (EU) 2017/1939 of 12 October 2017
implementing enhanced cooperation on the establishment of the European Public
Prosecutor's Office ('the EPPO')

国立国会図書館 前 調査及び立法考査局
海外立法情報課 島村 智子 訳

【目次】（太字は訳出した箇所）

- 第1章 主題及び定義（第1条～第2条）（抄）
- 第2章 EPPOの設置、任務及び基本原則（第3条～第7条）
- 第3章 EPPOの地位、構成及び組織（第8条～第21条）
 - 第1節 EPPOの地位及び構成（第8条～第13条）
 - 第2節 EPPOの構成員の任命及び免職（第14条～第20条）
 - 第3節 EPPOの内部手続規則（第21条）
- 第4章 EPPOの管轄権及び管轄権の行使（第22条～第25条）
 - 第1節 EPPOの管轄権（第22条～第23条）
 - 第2節 EPPOの管轄権の行使（第24条～第25条）
- 第5章 捜査、捜査方法、訴追及び訴追の代替措置に関する手続規則（第26条～第40条）
 - 第1節 捜査に関する規則（第26条～第29条）
 - 第2節 捜査方法及びその他の措置に関する規則（第30条～第33条）
 - 第3節 訴追に関する規則（第34条～第38条）
 - 第4節 訴追の代替措置に関する規則（第39条）
 - 第5節 簡易手続に関する規則（第40条）
- 第6章 手続上の保護（第41条～第42条）
- 第7章 情報の取扱い（第43条～第46条）
- 第8章 データ保護（第47条～第89条）
- 第9章 財政及びスタッフ規定（第90条～第98条）
 - 第1節 財政規定（第90条～第95条）
 - 第2節 スタッフ規定（第96条～第98条）
- 第10章 EPPOのパートナーとの関係に関する規定（第99条～第105条）
- 第11章 総則（第106条～第120条）

欧州連合理事会は、欧州連合運営条約、特にその第86条⁽¹⁾に鑑み、[…中略…] この規則を採択した。

*この翻訳は、Council Regulation (EU) 2017/1939 of 12 October 2017 implementing enhanced cooperation on the establishment of the European Public Prosecutor's Office ('the EPPO'), *Official Journal of the European Union*, L283, 2017.10.31, pp.1-71. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R1939>> を抄訳したものである。注は全て訳者によるものであり、規則、指令等の詳細を示した原注は、本稿のフォーマットに合わせて脚注に取り込んだ。訳文中の [] 内の語句は、訳者による補記である。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年2月21日である。

第1章 主題及び定義

第1条 主題

この規則は、欧州検察局（EPPO）を設置し、その運営に関する規定を定めるものである。

第2条 定義

この規則においては、次の各号に掲げる定義を適用する。

- (1) 「加盟国」とは、特に第8章において別段の指定がない限り、欧州連合運営条約第86条第1項の第3段落に基づき、又は欧州連合運営条約第331条第1項⁽²⁾の第2段落若しくは第3段落に基づき採択された決定により、許可されたものとされる、EPPO設置に関する高度化協力に参加する加盟国をいう。
- (2) 「者」とは、自然人又は法人をいう。
- (3) 「欧州連合の財政的利益」とは、欧州連合予算、[欧州連合の]条約に基づき設置された諸機関[原語は institutions, bodies, offices and agencies]の予算、並びにそれらが管理及び監視する予算で賄われ、取得され又は支払われるべき、全ての収入、支出及び資産をいう。
- (4) 「EPPOスタッフ」とは、この規則に基づくEPPOの任務遂行における、協議会、常設会議、欧州検察局長、欧州検察官、欧州委任検察官及び理事長の日々の活動を支援する、中央レベルの人員をいう。
- (5) 「担当欧州委任検察官」とは、その者が開始し、その者に割り当てられ又は第27条に基づく移管の権利を行使して引き継いだ、捜査及び訴追に責任を負う欧州委任検察官をいう。
- (6) 「補助欧州委任検察官」とは、担当欧州委任検察官の加盟国以外の、移譲された捜査又はその他の措置が実施される加盟国に置かれた欧州委任検察官をいう。
- (7)～(23) (略)

第2章 EPPOの設置、任務及び基本原則

第3条 設置

1. EPPOを、欧州連合の機関としてここに設置する。
2. EPPOは、法人格を有するものとする。
3. EPPOは、ユーロジャスト⁽³⁾と協力し、かつ、第100条⁽⁴⁾に基づきその支援を受けるもの

(1) 欧州連合（EU）運営条約（Treaty on the Functioning of the European Union）は、EU条約（Treaty on European Union）と並ぶEUの基本条約である。その第86条では、欧州検察局（EPPO）設置のための手続が定められている。

(2) EU運営条約第331条第1項は、進行中の高度化協力（enhanced cooperation）に加盟国が参加するための手続を規定している。高度化協力は、希望する一部の加盟国で先行統合を開始できる制度であり、訳語として国内の文献では、「より緊密な協力」、「強化された協力」、「補強化協力」、「先行統合」なども用いられている。制度の概要については、島村智子「EUの運営の在り方をめぐる議論—Brexitを受けた検討過程を中心に—」『岐路に立つEU』（調査資料2017-3）国立国会図書館調査及び立法考査局，2018，pp.90-92. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11055938_po_20180310.pdf?contentNo=1>を参照。

(3) ユーロジャスト（欧州司法機構：Eurojust）は、EUにおける加盟国の捜査・訴追を管轄する機関同士の調整・協力を支援することを目的として設置された機関。EU運営条約第85条に基づくものである。

(4) 第100条は、EPPOとユーロジャストとの相互協力について規定し、個人データを含む捜査情報の共有、EPPO不参加国との連絡・実施に関する支援、EPPOによるユーロジャストの事件管理システムの照会、ユーロジャストによる運営支援などが含まれている。

とする。

第 4 条 任務

EPPO は、指令（EU）2017/1371⁽⁵⁾ が規定しこの規則が定める、欧州連合の財政的利益を害する刑事犯罪の実行者及び共犯者の捜査、訴追及び公判請求に責任を有するものとする。

この点について、EPPO は、事件が最終的に処分されるまで、捜査を行い、加盟国の管轄裁判所において訴追行為を行い、及び検察官の職務を遂行しなければならない。

第 5 条 活動の基本原則

1. EPPO は、その活動が「欧州連合基本権」憲章に記された権利を尊重するものとしなければならない。
2. EPPO は、その全ての活動において、法の支配及び比例性原則⁽⁶⁾ に拘束されるものとする。
3. EPPO による捜査及び訴追は、この規則に従ったものでなければならない。この規則が規定していない事項に限り、国内法を適用するものとする。この規則に別段の定めがない限り、適用することのできる国内法は、第 13 条第 1 項に基づき事件を担当する欧州委任検察官の加盟国の法とする。ある事項について国内法及びこの規則の両方が適用される場合、後者が優先するものとする。
4. EPPO は、公平に捜査を行わなければならない、有罪又は無罪のいずれを証明するかを問わず、あらゆる関連証拠を捜さなければならない。
5. EPPO は、不当に遅滞することなく捜査を開始し及び実施しなければならない。
6. 国内管轄官庁は、EPPO の捜査及び訴追を積極的に補助し及び支援しなければならない。この規則に基づく活動、政策又は手続は、誠実協力原則⁽⁷⁾ に従ったものでなければならない。

第 6 条 独立性及び説明責任

1. EPPO は、独立した機関とする。欧州検察局長、欧州副検察局長、欧州検察官、欧州委任検察官、理事長及び EPPO スタッフは、法で定められたとおり、欧州連合全体の利益のために活動しなければならない、この規則に基づく任務の遂行に際し、EPPO の外部の者、EU 加盟国又は EU の諸機関からの指示を求め、又は受けてはならない。EU 加盟国及び EU の諸機関は、EPPO の独立性を尊重しなければならない、EPPO の任務の遂行に対し影響を与えようとしてはならない。
2. EPPO は、その活動全般について、欧州議会、EU 理事会及び欧州委員会に対し説明責任を負うものとし、第 7 条に基づき、年次報告書を発行しなければならない。

第 7 条 報告

1. EPPO は、毎年、その活動全般に関する年次報告書を EU 機関の公式言語で作成し、公表しなければならない。EPPO は、当該報告書を欧州議会、各国議会、EU 理事会及び欧州委員会に送付しなければならない。
2. 欧州検察局長は、個別の事件及び個人データに関する EPPO の裁量及び秘密保持の義務を

(5) Directive (EU) 2017/1371 of the European Parliament and of the Council of 5 July 2017 on the fight against fraud to the Union's financial interests by means of criminal law, *Official Journal of the European Union*, L198, 2017.7.28. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017L1371>>

(6) 比例性原則は、EU の活動の内容及び形式は、EU の基本条約の目的の達成に必要なとされる範囲を超えてはならないという原則であり、EU 条約第 5 条第 4 項において規定されている。

(7) 誠実協力原則は、EU と加盟国は、EU の基本条約から生じる任務の実施に際して相互に尊重・支援しなければならない、また、加盟国は、基本条約又は EU 機関の行為から生じる義務を履行するため、あらゆる適切な措置をとらなければならないという原則であり、EU 条約第 4 条第 3 項において規定されている。

侵害することなく、EPPO の活動全般について説明するため、欧州議会及び EU 理事会に年 1 回出頭し、要請に基づき、加盟国の国内議会に出頭しなければならない。国内議会が行う聴聞会において、欧州検察局長を、欧州副検察局長のうちの 1 人に代えることができる。

第 3 章 EPPO の地位、構成及び組織

第 1 節 EPPO の地位及び構成

第 8 条 EPPO の構成

1. EPPO は、分権的な構成を有する単一の職として機能する、不可分の欧州連合機関であるものとする。
2. EPPO は、中央レベル及び分権的レベルにおいて組織されるものとする。
3. 中央レベルは、EPPO の本拠地における本部から成るものとする。本部は、協議会、常設会議、欧州検察局長、欧州副検察局長、欧州検察官及び理事長から成るものとする。
4. 分権的レベルは、加盟国に置かれた欧州委任検察官から成るものとする。
5. 本部及び欧州委任検察官は、この規則に基づく職務において、EPPO スタッフの補助を受けるものとする。

第 9 条 協議会

1. EPPO の協議会は、欧州検察局長及び各加盟国につき 1 人の欧州検察官から成るものとする。欧州検察局長は、協議会の会合の議長を務め、会合の準備に責任を負うものとする。
2. 協議会は、定期的に会合を開催しなければならない。EPPO の活動の一般的監督に責任を負うものとする。協議会は、特に、加盟国全体において EPPO の訴追方針の一貫性、効率性及び整合性を確保する観点から、戦略的事項に関し及び個別の事件に見られる一般的課題に関し決定を行わなければならない。また、この規則が定める他の事項に関し決定を行わなければならない。協議会は、個別の事件において、運営上の決定を行ってはならない。EPPO の内部手続規則は、協議会による一般的な監督活動の遂行に関する詳細、並びにこの条に基づく戦略的事項及び一般的課題に関する決定について規定したものでなければならない。
3. 協議会は、欧州検察局長からの提案に基づき、かつ、EPPO の内部手続規則に従い、常設会議を設置しなければならない。
4. 協議会は、第 21 条に基づき EPPO の内部手続規則を採択しなければならない。また、協議会構成員及び EPPO スタッフの職務遂行における責任を規定しなければならない。
5. この規則に別段の定めがない限り、協議会は、単純多数決により決定を行わなければならない。協議会の構成員は全員、協議会が決定する事項に関し、投票を提案する権利を有するものとする。協議会の構成員は、各 1 票を有するものとする。協議会が決定する事項に関し、可否同数の場合には、欧州検察局長が決定権を有するものとする。

第 10 条 常設会議

1. 常設会議は、欧州検察局長、欧州副検察局長のうちの 1 人又は EPPO の内部手続規則に基づき議長に任命された欧州検察官が議長を務めるものとする。常設会議には、議長に加え、2 人の常任の構成員を置かなければならない。常設会議の数、その構成及び会議間の権限配分は、EPPO の運営上の必要性を十分に考慮したものでなければならない。また、EPPO の内部

手続規則に基づき定めなければならない。

EPPO の内部手続規則は、事件の無作為な割当制度に基づき、作業負荷の平等な分配を確保しなければならない。例外的に、EPPO の適切な運営のため必要な場合には、欧州検察局長が無作為な割当ての原則からの逸脱の決定を許容する手順を定めなければならない。

2. 常設会議は、この条の第 3 項、第 4 項及び第 5 項に基づき欧州委任検察官が行う捜査及び訴追を監視し、及び指示しなければならない。常設会議は、国境を越える事件の捜査及び訴追の調整を確保しなければならない。第 9 条第 2 項に基づく協議会による決定の実施を確保しなければならない。
3. 常設会議は、この規則が規定する条件及び手続に基づき、該当する場合には、担当欧州委任検察官による決定草案を再検討した後で、次の各号に掲げる事項を決定しなければならない。
 - (a) 第 36 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項に基づき、事件の公判請求を行うこと。
 - (b) 第 39 条第 1 項第 a 号から第 g 号までにに基づき、事件を不起訴とすること。
 - (c) 第 40 条に基づき、簡易訴追手続を適用し、欧州委任検察官に対し、事件を最終的に処分するため活動するよう指示すること。
 - (d) 第 34 条第 1 項、第 2 項、第 3 項又は第 6 項に基づき、各国官庁に事件を委託すること。
 - (e) 第 39 条第 2 項に基づき、捜査を再開すること。
4. 常設会議は、必要な場合、この規則が規定する条件及び手続に基づき、次の各号に掲げる決定を行わなければならない。
 - (a) 捜査が開始されていない場合においては、第 26 条第 1 項から第 4 項の規定に基づき、欧州委任検察官に捜査を開始するよう指示すること。
 - (b) 事件が移管されていない場合においては、第 27 条第 6 項に基づき、欧州委任検察官に移管の権利を行使するよう指示すること。
 - (c) 第 9 条第 2 項に基づき、戦略的事項又は個別の事件に見られる一般的課題を協議会に付託すること。
 - (d) 第 26 条第 3 項に基づき、事件を割り当てること。
 - (e) 第 26 条第 5 項又は第 28 条第 3 項に基づき、事件の再割当てを行うこと。
 - (f) 第 28 条第 4 項に基づき、自ら捜査を行うという欧州検察官による決定を承認すること。
5. 管轄の常設会議は、公正のため又は EPPO の一貫性ある運営を確保するため、捜査又は訴追の効率的な処理に必要である場合には、捜査又は訴追を監督する欧州検察官〔以下「監督欧州検察官」〕を通じ、特定の事件において、適用可能な国内法を遵守しつつ、担当欧州委任検察官に対し指示を与えることができる。
6. 常設会議は、単純多数決により決定を行うものとする。常設会議は、その構成員のうちいずれかの要請に基づき、投票を行うものとする。構成員は、各 1 票を有するものとする。可否同数の場合には、議長が決定権を有するものとする。決定は、該当する場合には、担当欧州委任検察官による決定草案に基づく常設会議会合での審議の後になされなければならない。

管轄の常設会議が決定準備の目的のために要請する場合には、全ての事件資料が利用可能でなければならない。
7. 常設会議は、欧州連合の財政的利益に 10 万ユーロ未満の損害をもたらした又はもたらす見込みがある犯罪に関し、この条の第 3 項第 a 号又は第 b 号（後者〔第 b 号〕の場合には、第 39 条第 1 項第 a 号から第 f 号までに定める規定）に基づく自身の決定権限を、犯罪の重大

性又は個別の事件における手続の複雑さに照らして当該委任が十分に正当化できる場合に限り、第12条第1項に基づき事件を監督する欧州検察官へ委任することを決定することができる。EPPOの内部手続規則は、EPPO内において整合性のとれた適用を確保するための指針を定めたものでなければならない。

常設会議は、自身の決定権限を委任する決定について、欧州検察局長に通知しなければならない。欧州検察局長は、当該通知の受領後、EPPOの捜査及び訴追の一貫性確保のため必要と考える場合には、3日以内に常設会議に対し、当該決定を再検討するよう要請することができる。欧州検察局長が、関係する常設会議の構成員である場合、欧州副検察局長のうち1人が、当該再検討を要請する権利を行使しなければならない。監督欧州検察官は、常設会議に対し、事件の最終的な処分、及び特に第36条第3項に掲げる状況において委任継続のため新たな判断の機会を要するであろうとみなす全ての情報又は状況を、報告しなければならない。

決定権限を委任する決定は、常設会議構成員のいずれかからの要請により、いつでも撤回することができる。この条の第6項に基づき決定されるものとする。欧州委任検察官が、第16条第7項に基づき欧州検察官の代理となる場合には、委任は撤回されるものとする。

各常設会議は、委任原則の一貫性ある適用を確保するため、委任の行使に関し、毎年協議会に報告しなければならない。

8. EPPOの内部手続規則は、常設会議が、同規則が細則を規定する書面手続により決定を行うことを認めるものでなければならない。

第3項、第4項、第5項及び第7項に基づき行われる決定及び下される指示は、全て書面で記録し、事件記録の一部としなければならない。

9. 常任の構成員に加え、第12条第1項に基づき捜査又は訴追を監督する欧州検察官が常設会議の審議に参加しなければならない。当該欧州検察官は、常設会議が、この条の第7項に基づく委任又は委任の撤回、第26条第3項、第4項及び第5項並びに第27条第6項に基づく割当て及び再割当て、並びに2以上の加盟国が事件の裁判権を有するとき及び第31条第8項が規定する状況における、第36条第3項に基づく公判請求に係る決定を行う場合を除き、投票権を有するものとする。

常設会議は、欧州検察官若しくは欧州委任検察官の要請又は自らの主導により、事件に関係する他の欧州検察官又は欧州委任検察官を、投票権を有さず、会合に参加するよう招請することもできる。

10. 常設会議の議長は、EPPOの内部手続規則に基づき、協議会が第9条第2項に基づく役割を果たせるようにするため、この条に従ってなされた決定を協議会に通知しなければならない。

第11条 欧州検察局長及び欧州副検察局長

1. EPPOの長は、欧州検察局長とする。欧州検察局長は、この規則及びEPPOの内部手続規則に基づき、EPPOの業務を編成し、活動を指揮し及び決定を行わなければならない。
2. 欧州検察局長の任務の遂行を補佐し、欧州検察局長が不在又は任務への従事を妨げられた場合に欧州検察局長を代行するため、2人の欧州副検察局長を任命しなければならない。
3. 欧州検察局長は、欧州連合の機関、欧州連合加盟国の機関及び第三者に対し、EPPOを代表するものとする。欧州検察局長は、代表に関する自身の任務を欧州副検察局長のうちの1

人又は欧州検察官に委任することができる。

第 12 条 欧州検察官

1. 欧州検察官は、常設会議を代表し、かつ、常設会議が第 10 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項に基づき与えた全ての指示を遵守しつつ、自身の出身加盟国において事件を担当する欧州委任検察官が責任を有する捜査及び訴追を監督しなければならない。欧州検察官は、自身が監督する事件の概要をまとめなければならない。該当する場合には、欧州委任検察官が作成した決定草案に基づき、常設会議が行う決定の案を示さなければならない。

EPPO の内部手続規則は、第 16 条第 7 項を阻害することなく、監督欧州検察官が一時的に不在である又は他の理由により欧州検察官の職務を行うことができない場合に、欧州検察官の間で代理をする仕組みを規定したものでなければならない。代理の欧州検察官は、第 28 条第 4 項が規定する捜査実施の可能性を除き、欧州検察官のあらゆる職務を遂行することができる。

2. 欧州検察官は、自身の出身加盟国における捜査及び訴追の件数に起因する作業負荷又は個人的な利益相反を理由として、例外的に、自身の出身国の欧州委任検察官が担当する個別の事件の捜査及び訴追の監督を、他の欧州検察官に、その者の同意を条件として移譲するよう要請することができる。欧州検察局長は、欧州検察官の作業負荷に基づき、当該要請に対する決定を行わなければならない。欧州検察局長は、欧州検察官に関する利益相反の場合には、当該要請を承諾しなければならない。EPPO の内部手続規則では、当該決定及び関係する事件のその後の割当手続に適用する原則を定めなければならない。第 28 条第 4 項は、この項に基づき監督される捜査及び訴追には適用してはならない。

3. 監督欧州検察官は、捜査若しくは訴追の効率的な処理のため、公正のため、又は EPPO の一貫性ある運営のため、必要などときには随時、特定の事件において、かつ、適用可能な国内法及び管轄の常設会議による指示を遵守しつつ、担当欧州委任検察官に対し指示を与えることができる。

4. ある加盟国の国内法が、特定の行為について国内の検察機構における内部の再検討を規定している場合、欧州委任検察官が行う当該行為の再検討は、EPPO の内部手続規則に基づき、常設会議の監督及び監視の権限を侵害することなく、監督欧州検察官の監督権限に属するものとする。

5. 欧州検察官は、常設会議と、それぞれの出身加盟国の欧州委任検察官の間の連絡及び情報経路としての機能を果たさなければならない。欧州検察官は、欧州委任検察官と緊密に協議の上、各加盟国における EPPO の任務の実施を監視しなければならない。欧州検察官は、この規則及び EPPO の内部手続規則に基づき、本部からの全ての関連情報が欧州委任検察官に提供されるよう、また、欧州委任検察官からの全ての関連情報が本部に提供されるようにしなければならない。

第 13 条 欧州委任検察官

1. 欧州委任検察官は、自身の加盟国において EPPO を代表して活動しなければならない。この規則の規定によって付与された特定の権限及び地位に加えて、かつこれを前提として、捜査、訴追及び公判請求に関し、国内の検察官と同等の権限を有するものとする。

欧州委任検察官は、自身が開始した、自身に割り当てられた又は移管の権利を行使して引き継いだ、捜査及び訴追に責任を有するものとする。欧州委任検察官は、事件を担当する常

設会議の方針及び指示、並びに監督欧州検察官の指示に従わなければならない。

欧州委任検察官は、公判請求にも責任を有し、特に、公判答弁に出席し、証拠調べに参加し、及び国内法に基づいて実施可能な救済手段を行使する権限を有するものとする。

2. 各加盟国には、2人以上の欧州委任検察官を置かなければならない。欧州検察局長は、加盟国の関係官庁と協議し、合意に達した後、欧州委任検察官の数並びに各加盟国内の欧州委任検察官の職務上及び領域上の権限区分を承認しなければならない。
3. 欧州委任検察官は、この規則に基づく義務の遂行を妨げない範囲で、国内の検察官の職務を遂行することもできる。欧州委任検察官は、監督欧州検察官に当該職務を通知しなければならない。欧州委任検察官が、国内の検察官としての当該職務を行うため、欧州検察官としての自身の職務を遂行できないときは、いかなるときにも、監督欧州検察官に通知しなければならない。監督欧州検察官は、この規則に基づく職務を優先するかどうかを決定するため、国内の検察管轄官庁と協議しなければならない。欧州検察官は、当該事件を同じ加盟国の他の欧州委任検察官に割り当て直すこと又は第28条第3項及び第4項に基づき自ら捜査を行うことを、常設会議に提案することができる。

第2節 EPPOの構成員の任命及び免職

第14条 欧州検察局長の任命及び免職

1. 欧州議会及びEU理事会は、共通の合意により、7年間の更新されない任期で欧州検察局長を任命しなければならない。EU理事会の決定は、単純多数決によるものとする。
2. 欧州検察局長は、次の各号に掲げる候補者の中から選出されなければならない。
 - (a) 加盟国の検察部門若しくは司法部門の現職の構成員であること又は現職の欧州検察官であること。
 - (b) その独立性に疑いがないこと。
 - (c) 各加盟国において、検察若しくは司法の最高機関に任命されるために必要な資格を有し、かつ、国内法制、財務捜査、及び刑事事件における国際司法協力について関連の実務経験を有している、又は欧州検察官としての勤務経験があること。
 - (d) 当該地位にとって十分な管理の経験及び資格を有していること。
3. 選考は、『欧州連合官報』に掲載する候補者の公募に基づいて行わなければならない。公募の後に、選考委員会は、欧州議会及びEU理事会に提出するため、適格の選出候補者のリストを作成しなければならない。選考委員会は、EU司法裁判所⁽⁸⁾及び会計検査院⁽⁹⁾の元構成員、ユーロジャストの元各国構成員、各国の最高裁判所の構成員、高等の検察官及び有能の名のある法律家の中から選出された12人で構成されるものとする。選出されるうちの1人は、欧州議会が提案した者でなければならない。EU理事会は、選考委員会の運営規則を定めなければならない。欧州委員会による提案に基づき、その構成員を任命する決定を採択しなけれ

(8) EU司法裁判所 (Court of Justice of the European Union) は、EUの基本条約の解釈及び適用における法の遵守の確保を任務とする機関。各加盟国につき1人の裁判官で構成される司法裁判所 (Court of Justice) 及び各加盟国につき少なくとも1人の裁判官で構成される一般裁判所 (General Court) から成る。加盟国、EU諸機関又は私人による訴訟について判決を下す直接訴訟、加盟国裁判所からの要請によりEU法の解釈又はEU諸機関の行為の有効性について裁定を行う先決裁定手続などを行う。

(9) 会計検査院 (Court of Auditors) は、EUの会計検査を行う監査機関。各加盟国につき1人の構成員から成る。

ばならない。

4. 欧州検察官が欧州検察局長に任命された場合には、欧州検察官としての職を、第 16 条第 1 項及び第 2 項が規定する手続に基づき、遅滞なく補充しなければならない。
5. EU 司法裁判所は、欧州議会、EU 理事会又は欧州委員会の申立てにより、欧州検察局長がその職務を遂行できなくなったと認定し、又は重大な不正行為を犯したと認定する場合には、欧州検察局長を免職することができる。
6. 欧州検察局長が辞職した場合、その職をいかなる理由で免ぜられ、又は退いた場合にも、当該職を、第 1 項、第 2 項及び第 3 項が規定する手続に基づき、直ちに補充しなければならない。

第 15 条 欧州副検察局長の任命及び免職

1. 協議会は、3 年間の更新可能な任期で、2 人の欧州検察官を欧州副検察局長として任命しなければならない。その任期は欧州検察官としての任期を超えてはならない。当該選考過程は、EPPO の内部手続規則で規定しなければならない。欧州副検察局長は、欧州検察官としての地位を保持するものとする。
2. 欧州副検察局長の職務遂行のための規則及び条件は、EPPO の内部手続規則で規定しなければならない。協議会は、欧州検察官が欧州副検察局長としての職務を遂行できなくなった場合、EPPO の内部手続規則に基づき、欧州副検察局長をその職から免ずるよう決定することができる。
3. 欧州副検察局長が、いかなる理由で欧州副検察局長としての職を辞し、免ぜられ、又は退いた場合にも、当該職を、この条の第 1 項が規定する手続に基づき、遅滞なく補充しなければならない。当該欧州副検察局長は、第 16 条に従い、欧州検察官としての地位を保持するものとする。

第 16 条 欧州検察官の任命及び免職

1. 各加盟国は、次の各号に掲げる事項を満たす候補者の中から、欧州検察官の地位に 3 人の候補者を推薦しなければならない。
 - (a) 当該加盟国の検察部門又は司法部門の現職の構成員であること。
 - (b) その独立性に疑いがないこと。
 - (c) 各加盟国において、検察若しくは司法の高等機関に任命されるために必要な資格を有し、かつ、国内法制、財務捜査及び刑事事件における国際司法協力について関連の実務経験を有していること。
2. EU 理事会は、第 14 条第 3 項に掲げる選考委員会の理由付意見書を受領した後、候補者のうち 1 人を当該加盟国の欧州検察官に選出し及び任命しなければならない。選考委員会が、候補者が欧州検察官の任務遂行に必要な条件を満たしていないと認定する場合、その意見は、EU 理事会を拘束するものとする。
3. EU 理事会は、単純多数決により、更新のない 6 年間の任期で欧州検察官を選出し、及び任命しなければならない。EU 理事会は、6 年間の任期終了時に、任期を最長 3 年間延長することができる。
4. 欧州検察官のうち 3 分の 1 は、3 年ごとに交代しなければならない。EU 理事会は、単純多数決により、最初の任期に向けた及び当該任期中の、欧州検察官任命のための暫定的規則を採択しなければならない。

5. EU 司法裁判所は、欧州議会、EU 理事会又は欧州委員会の申立てにより、欧州検察官がその職務を遂行できなくなったと認定し又は重大な不正行為を犯したと認定する場合には、欧州検察官を免職することができる。
6. 欧州検察官が辞職した場合、その職をいかなる理由で免ぜられ又は退いた場合にも、当該職を、第 1 項及び第 2 項が規定する手続に基づき、遅滞なく補充しなければならない。当該欧州検察官が、欧州副検察局長を務めている場合、欧州副検察局長の職を自動的に免ぜられるものとする。
7. 協議会は、欧州検察官の推薦に基づき、当該欧州検察官がその職務を遂行できない場合又は第 5 項及び第 6 項に基づきその職を退いた場合には、同じ加盟国の欧州委任検察官のうち 1 人を欧州検察官の代理に指定しなければならない。

協議会が代理の必要性を認めた場合、指定された者は、欧州検察官の交代又は復職までの間、最長 3 か月間、暫定欧州検察官として活動しなければならない。協議会は、必要な場合には、要請に基づき、この期間を延長することができる。一時的な代替の仕組み及び詳細は、EPPO の内部手続規則により決定され、かつ、規制されたものでなければならない。

第 17 条 欧州委任検察官の任命及び免職

1. 協議会は、欧州検察局長の提案に基づき、加盟国が推薦する欧州委任検察官を任命しなければならない。協議会は、推薦された者が第 2 項に掲げる基準を満たしていない場合には、推薦された者を拒否することができる。欧州委任検察官は、更新可能な 5 年間の任期で任命されるものとする。
2. 欧州委任検察官は、欧州委任検察官として任命された時から免職まで、推薦した各加盟国の検察部門又は司法部門の現職の構成員でなければならない。欧州委任検察官は、その独立性に疑いがなく、かつ、国内法制に関連した必要な資格及び実務経験を有する者でなければならない。
3. 協議会は、欧州委任検察官が第 2 項に掲げる要件を満たさないと認定し、その職務を遂行できないと認定し又は重大な不正行為を犯したと認定する場合には、当該欧州委任検察官を免職することができる。
4. 加盟国が、この規則に基づく責任とは関わりのない理由のため、欧州委任検察官に任命されている国内の検察官を免職し、又は懲戒処分を科す場合には、当該処分の前に、欧州検察局長に通知しなければならない。加盟国は、欧州検察局長の同意なしに、この規則に基づく責任に関係する理由のため欧州委任検察官を免職し、又は懲戒処分を科すことはできない。欧州検察局長が同意しない場合、加盟国は、当該事項を再検討するよう協議会に要請することができる。
5. 欧州委任検察官が、辞職した場合、EPPO の職務遂行のために活動する必要がなくなった場合又は他の理由によりその職を免ぜられ若しくは退いた場合には、関係する加盟国は、直ちに欧州検察局長に通知しなければならず、必要な場合には、第 1 項に基づき、新たに欧州委任検察官として任命する他の検察官を推薦しなければならない。

第 18 条 理事長の地位

1. 理事長は、雇用条件⁽¹⁰⁾ の第 2 条第 a 号に基づき、EPPO の臨時職として任用される。
2. 理事長は、欧州検察局長が提案した候補者リストから、EPPO の内部手続規則に基づき、開かれた透明性を有する選考手続を経て、協議会が任命しなければならない。理事長の契約

締結のため、欧州検察局長が EPPO を代表するものとする。

3. 理事長の任期は、4 年とする。協議会は、当該期間が終了するまでに、理事長の実績評価を考慮して、査定を行わなければならない。
4. 協議会は、第 3 項に掲げる査定を考慮した欧州検察局長からの提案を受け、理事長の任期を 4 年以内の期間で 1 回延長することができる。
5. 任期が延長された理事長は、全任期の終了時に、当該役職のための選考手続に参加することができない。
6. 理事長は、欧州検察局長及び協議会に説明責任を負うものとする。
7. 協議会の 3 分の 2 の多数による決定に基づき、スタッフ規則及び雇用条件⁽¹¹⁾における契約終了に関して適用できる規則を侵害することなく、EPPO から理事長を解任することができる。

第 19 条 理事長の責任

1. EPPO は、運営面及び予算面において、理事長が管理しなければならない。
2. 協議会又は欧州検察局長の権限を侵害することなく、理事長は、その職務の遂行において独立性を有さなければならず、また、政府又は他の機関からの指示を求め、又は受けてはならない。
3. 理事長は、運営面及び予算面において、EPPO の法的な代表者とする。理事長は、EPPO の予算を執行しなければならない。
4. 理事長は、EPPO に付与された、特に次の各号に掲げる運営上の任務の遂行に責任を負うものとする。
 - (a) EPPO の日常的な運営及びスタッフの管理
 - (b) 欧州検察局長又は協議会が採択する決定の実施
 - (c) 年次及び多年度の計画文書の草案を作成し、これを欧州検察局長に提出すること。
 - (d) 年次及び多年度の計画文書を実施し、実施について協議会に報告すること。
 - (e) EPPO の活動に関する年次報告書のうち、運営及び予算に係る部分を作成すること。
 - (f) 欧州データ保護監督官⁽¹²⁾ 及び OLAF⁽¹³⁾ によるものを含む内部又は外部の監査報告、評価及び調査に基づく行動計画を作成し、欧州データ保護監督官、OLAF 及び協議会に対し、年 2 回報告すること。
 - (g) EPPO の内部不正防止戦略を作成し、承認を得るため協議会に提示すること。
 - (h) EPPO に適用する財政規則案を作成し、これを欧州検察局長に提出すること。
 - (i) EPPO の歳入及び歳出概算書の案を作成し、これを欧州検察局長に提出すること。
 - (j) EPPO の運營業務を促進するために必要な運営上の支援を行うこと。
 - (k) 欧州検察局長及び欧州副検察局長の職務遂行に対し、支援を行うこと。

(10) “Conditions of Employment of other servants of the Communities,” *Official Journal of the European Communities*, English special edition: Series I Volume 1959-1962, pp.182-200. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31962R0031&from=EN>>

(11) Regulation No 31 (EEC), 11 (EAEC), laying down the Staff Regulations of Officials and the Conditions of Employment of Other Servants of the European Economic Community and the European Atomic Energy Community, *ibid.*, pp.135-200.

(12) 欧州データ保護監督官（European Data Protection Supervisor: EDPS）は、EU 諸機関における個人データの取扱いを監督する。

(13) OLAF（欧州不正対策局：European Anti-Fraud Office）は、EU の財政的利益に悪影響を及ぼす詐欺、汚職、その他の不法行為等に関して行政調査を行う機関。

第 20 条 EPPO の運営上の暫定的取決め

1. 欧州委員会は、EPPO が自身の予算を執行する能力を有するまでの間、欧州委員会の予算に配分された暫定的な予算に基づき、EPPO の設置及び初期の運営実施に責任を有するものとする。この目的のため、欧州委員会は、次の各号に掲げることを行うことができる。
 - (a) EU 理事会と協議後、暫定理事長として活動し、かつ、第 18 条に基づき理事長が職務に就任する前に就任する必要があるスタッフの職に関する、スタッフ規則及び雇用条件により付与された EPPO の運営スタッフの任命権限を含む、理事長に付与された職務を遂行する欧州委員会職員を指定すること。
 - (b) 特に、暫定理事長の責任に基づく EPPO の運営活動の遂行に必要な、限られた人数の欧州委員会職員を派遣することにより、EPPO を補助すること。
2. 暫定理事長は、EPPO の予算に含まれる支出割当てで支払われる全ての支払を許可することができる。かつ、スタッフ契約を含む契約を締結することができる。
3. 協議会が第 9 条第 1 項に基づき職務を開始したときには、暫定理事長は、第 18 条に基づく職務を遂行しなければならない。第 18 条に基づく協議会による任命を経て、理事長が職務を開始したときには、暫定理事長は、その職務の遂行を終えなければならない。
4. 欧州委員会は、第 9 条第 1 項に基づき協議会がその職務を開始するまでの間、加盟国の代表者から成る専門家グループと協議の上、この条が規定する欧州委員会の職務を遂行しなければならない。

第 3 節 EPPO の内部手続規則

第 21 条 EPPO の内部手続規則

1. EPPO の業務の編成は、その内部手続規則に従ったものでなければならない。
2. 欧州検察局長は、EPPO が設立されたときには、協議会の 3 分の 2 の多数で採択される EPPO の内部手続規則案を遅滞なく作成しなければならない。
3. いずれの欧州検察官も EPPO の内部手続規則の修正を提案ことができ、[当該修正は] 協議会が 3 分の 2 の多数で決定した場合に採択されるものとする。

第 4 章 EPPO の管轄権及び管轄権の行使

第 1 節 EPPO の管轄権

第 22 条 EPPO の主要な管轄権

1. EPPO は、国内法により実施された指令 (EU)2017/1371 が規定し、欧州連合の財政的利益を害する刑事犯罪について、国内法において当該犯罪行為が他の種類の犯罪に分類され得るかどうかにかかわらず、管轄権を有するものとする。国内法により実施された指令 (EU) 2017/1371 の第 3 条第 2 項第 d 号⁽¹⁴⁾に掲げる犯罪に関して、EPPO は、当該規定が定義する

(14) Directive (EU) 2017/1371 of the European Parliament and of the Council of 5 July 2017 on the fight against fraud to the Union's financial interests by means of criminal law, *op.cit.*(5) 第 3 条第 2 項第 d 号は、付加価値税 (VAT) 財源に関する国境を越える不正行為について規定している。

故意の行為又は過失が 2 以上の加盟国の領域に関係し、かつ、損害の合計が 1000 万ユーロ以上の場合に限り、管轄権を有するものとする。

2. 犯罪組織の犯罪活動の中心が第 1 項に掲げる犯罪である場合、EPPO は、国内法により実施された枠組み決定 2008/841/JHA⁽¹⁵⁾ が定義する、犯罪組織への参加に関する犯罪についても管轄権を有するものとする。
3. EPPO は、この条の第 1 項に該当する犯罪行為と不可分に関連するその他の刑事犯罪についても管轄権を有するものとする。当該刑事犯罪に関する管轄権は、第 25 条第 3 項に適合する限りにおいて、行使することができる。
4. EPPO は、いかなる場合にも、国内直接税に関する刑事犯罪及びこれと不可分に関連する犯罪に関し、管轄権を持たないものとする。加盟国の税務の機構及び機能は、この規則の影響を受けないものとする。

第 23 条 EPPO の領域的及び人的管轄権

EPPO は、第 22 条に掲げる犯罪が次の各号のいずれかに該当する場合、管轄権を有するものとする。

- (a) 1 又は複数の加盟国の領域の全体又は一部で行われた場合
- (b) 加盟国の国民によって行われ、かつ、自国の領域外で行われたときに加盟国が当該犯罪に裁判権を有する場合
- (c) 第 a 号に掲げる領域の外で、犯罪の時点でスタッフ規則又は雇用条件に服する者によって行われ、かつ、自国の領域外で行われたときに加盟国が当該犯罪に裁判権を有する場合

第 2 節 EPPO の管轄権の行使

第 24 条 情報の報告、登録及び検証

1. 欧州連合の諸機関及び適用可能な国内法に基づく加盟国の管轄官庁は、第 22 条並びに第 25 条第 2 項及び第 3 項に基づき EPPO が管轄権を行使し得る全ての犯罪行為を、不当に遅滞することなく EPPO に報告しなければならない。
2. 第 22 条並びに第 25 条第 2 項及び第 3 項に基づき EPPO がその管轄権を行使し得る刑事犯罪に関し、加盟国の司法又は法執行当局が捜査を開始する場合又は捜査の開始後いつでも、加盟国の司法又は法執行当局が捜査が当該犯罪に関わるとみなす場合、当該当局は、EPPO が第 27 条に基づく移管の権利を行使するかどうか決定できるようにするため、不当に遅滞することなく EPPO に通知しなければならない。
3. 加盟国の司法又は法執行当局は、第 22 条に定義する刑事犯罪に関し捜査を開始し、第 25 条第 3 項に基づき、EPPO がその管轄権を行使することができないと判断する場合には、EPPO に通知しなければならない。
4. 当該通知は、少なくとも、発生した又は発生する見込みがある損害の査定を含む事実、想定される法律関係の性質決定⁽¹⁶⁾、並びに潜在的な被害者、被疑者及びその他の関係者に関する入手可能な全ての情報が記載されたものでなければならない。

(15) Council Framework Decision 2008/841/JHA of 24 October 2008 on the fight against organised crime, *Official Journal of the European Union*, L300, 2008.11.11. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32008F0841>>

(16) 適用すべき法律の性質決定（qualification）を意味しているものと考えられる。

5. EPPOには、第25条第2項の基準に適合しているかどうか査定が不可能な場合にも、事件について、この条の第1項及び第2項に基づき、通知しなければならない。
6. EPPOに提供された情報は、その内部手続規則に基づき、登録され、及び検証されなければならない。検証では、第1項及び第2項に従い提供された情報に基づき、捜査を開始すること又は移管の権利を行使することに根拠があるかどうかを査定しなければならない。
7. EPPOが、検証に基づき、第26条に基づく捜査を開始する根拠がない又は第27条に基づく移管の権利を行使する根拠がないと決定する場合には、その理由を事件管理システムに記入しなければならない。

EPPOは、[このことを]第1項又は第2項に基づき犯罪行為を報告した官庁に通知しなければならない。また、犯罪被害者及び、国内法が規定する場合には、犯罪行為を報告した他の者に通知しなければならない。
8. EPPOは、自身の管轄権の範囲外の刑事犯罪が行われた可能性があることを知った場合には、不当に遅滞することなく、国内管轄官庁に通知し、全ての関連証拠を送付しなければならない。
9. 個別の事件において、EPPOは、入手可能な関連情報を欧州連合諸機関及び加盟国の官庁に要請することができる。第25条第2項に基づくEPPOの管轄権の範囲内の違反だけでなく、欧州連合の財政的利益に損害をもたらした違反に関する情報がある情報を要請することができる。
10. EPPOは、協議会が第9条第2項に基づき、第25条第2項に該当する事件をEPPOに通知する義務の解釈に関する一般的指針を発出できるようにするため、その他の情報を要求することができる。

第25条 EPPOの管轄権の行使

1. EPPOは、第26条に基づく捜査の開始又は第27条に基づく移管の権利の行使決定のいずれかにより、その管轄権を行使しなければならない。EPPOがその管轄権の行使を決定する場合、国内管轄官庁は、同一の犯罪行為に関し権限を行使してはならない。
2. EPPOは、第22条に該当する刑事犯罪が欧州連合の財政的利益に1万ユーロ未満の損害をもたらした又はもたらす見込みがある場合、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その管轄権を行使することができる。
 - (a) 当該事件が欧州連合レベルで影響を及ぼし、EPPOが捜査を実施する必要がある場合
 - (b) 欧州連合の職員若しくはその他の雇用者、又は欧州連合の諸機関の構成員が犯罪を行った疑いがある場合

EPPOは、必要に応じて、第1段落第a号及び第b号が規定する基準に一致するかどうかを明らかにするため、国内管轄官庁又は欧州連合の諸機関と協議を行わなければならない。
3. EPPOは、次の各号のいずれかの場合には、第22条に該当する犯罪行為に関し、その管轄権の行使を差し控えなければならない。国内管轄官庁と協議の上、第34条に基づき、不当に遅滞することなく、当該事件を国内管轄官庁に委託しなければならない。
 - (a) 第22条第1項に該当する犯罪を行う手段である場合を除き、第22条第1項に該当する犯罪に対し国内法が規定する最大の制裁措置が、第22条第3項に掲げる[第22条第1項に該当する犯罪と]不可分に関連する犯罪に対する最大の制裁と同等又はより軽度である場合
 - (b) 第22条に掲げる犯罪によって欧州連合の財政的利益にもたらした又はもたらす見込み

がある損害が、他の被害者にもたらした又はもたらす見込みがある損害を上回らないと推定する根拠がある場合

この項の第 1 段落第 b 号は、国内法により実施された、指令（EU）2017/1371 の第 3 条第 2 項第 a 号、第 b 号及び第 d 号⁽¹⁷⁾に掲げる犯罪には適用してはならない。

4. 第 22 条に掲げる犯罪に対し、この条の第 3 項第 b 号の適用により EPPO が排除される場合であって、EPPO が捜査し、又は訴追することがより適切だと考えられるときには、EPPO は、国内管轄官庁の同意を得てその管轄権を行使することができる。
5. EPPO は、その管轄権を行使し又は行使しないとする決定を、不当に遅滞することなく、国内管轄官庁に通知しなければならない。
6. 犯罪行為が、第 22 条第 2 項、同条第 3 項、第 25 条第 2 項、同条第 3 項のいずれに該当するかという問題に関し、EPPO と国内検察官庁との間で意見の相違がある場合には、国家レベルで訴追権限の帰属を決定する国内管轄官庁が、当該事件の捜査に管轄権を有する者を決定しなければならない。加盟国は、管轄権の帰属に関し決定を行う国内官庁を指定しなければならない。

第 5 章 捜査、捜査方法、訴追及び訴追の代替措置に関する手続規則

第 1 節 捜査に関する規則

第 26 条 捜査の開始及び EPPO 内における権限配分

1. 適用可能な国内法に基づき、EPPO の管轄権の範囲内の犯罪が行われている又は行われたと考える合理的根拠がある場合、国内法に基づき当該犯罪に裁判権を有する加盟国の欧州委任検察官は、第 25 条第 2 項及び第 3 項が規定する規則を侵害することなく、捜査を開始し、これを事件管理システムに記入しなければならない。
2. EPPO は、第 24 条第 6 項に基づく検証により、捜査の開始を決定する場合、第 24 条第 1 項又は第 2 項に基づき犯罪行為を報告した官庁に対し、不当に遅滞することなく、通知しなければならない。
3. 欧州委任検察官が捜査を開始していない場合、事件が割り当てられた常設会議は、第 1 項が規定する条件に基づき捜査を開始するよう、欧州委任検察官に指示しなければならない。
4. 事件 [の捜査] は、原則として、犯罪活動の中心となった加盟国の欧州委任検察官が、又は、EPPO の管轄権の範囲内の、相互に関連する複数の犯罪が行われた場合には、当該犯罪の大部分が行われた加盟国の欧州委任検察官が、開始し及び処理しなければならない。当該事件に裁判権を有する別の加盟国の欧州委任検察官は、次の各号に掲げる基準を優先度順に考慮し、第 1 文が規定する規則から逸脱することが十分に妥当である場合に限り、捜査を開始し又は常設会議からの捜査開始の指示を受けるものとする。
 - (a) 被疑者の所在地又は被告人の居住地

(17) Directive (EU) 2017/1371 of the European Parliament and of the Council of 5 July 2017 on the fight against fraud to the Union's financial interests by means of criminal law, *op.cit.*(5) 第 3 条第 2 項第 a 号は、公共調達関連を除く支出に関する不正行為について、第 b 号は公共調達関連の支出に関する不正行為について、第 d 号は付加価値税（VAT）財源に関する国境を越える不正行為について規定している。

- (b) 被疑者又は被告人の国籍
 - (c) 主な財政的損害が発生した場所
5. 管轄の常設会議は、第 36 条に基づく訴追が決定されるまでの間、2 以上の加盟国の裁判権に関わる事件について、関係する欧州検察官、欧州委任検察官又はその両方と協議後、次の各号に掲げる事項を決定することができる。ただし、この決定が、一般的な公正性及びこの条の第 4 項に基づく担当欧州委任検察官の選択基準に従うものである場合に限る。
 - (a) 当該事件を他の加盟国の欧州委任検察官に割り当て直すこと。
 - (b) 事件を併合又は分割し、各事件について、担当する欧州委任検察官を選択すること。
 6. 常設会議は、事件の再割当て、併合又は分割を決定する場合には、捜査の状況を十分考慮しなければならない。
 7. EPPO は、捜査開始の決定を、不当に遅滞することなく国内管轄官庁に通知しなければならない。

第 27 条 移管の権利

1. EPPO は、第 24 条第 2 項に基づき全ての関係情報を受領したときには、移管の権利を行使するかどうかを、可能な限り早く、遅くとも国内官庁からの情報の受領後 5 日以内に決定しなければならない。欧州検察局長は、個別の事件において、その期限を最長 5 日間延長するため、理由を付した決定を行うことができ、しかるべく国内官庁に通知しなければならない。
2. 国内官庁は、第 1 項に掲げる期間、EPPO による移管の権利の行使を妨げる効果がある、国内法に基づくいかなる決定も差し控えなければならない。

国内官庁は、実効的な捜査及び訴追を確実にするため、国内法に基づき、必要な緊急措置をとらなければならない。
3. EPPO が、第 24 条第 2 項に掲げる情報以外の方法で、EPPO が管轄権を有する可能性のある刑事犯罪に関し、加盟国の管轄官庁が既に捜査を行っているという事実を認識した場合、EPPO は、遅滞なく当該官庁に通知しなければならない。EPPO は、第 24 条第 2 項に基づき正式に通知された後で、移管の権利を行使するかどうかを決定しなければならない。当該決定は、この条の第 1 項が規定する期限内に行わなければならない。
4. EPPO は、必要に応じて、移管の権利を行使するかどうか決定する前に、加盟国の管轄官庁と協議を行わなければならない。
5. EPPO が移管の権利を行使する場合、加盟国の管轄官庁は、記録を EPPO に送付しなければならない。当該犯罪に関し、更なる捜査活動を行うことは差し控えなければならない。
6. この条が規定する移管の権利は、第 22 条及び第 23 条に該当する犯罪に関し、管轄官庁が捜査を開始している全ての加盟国の欧州委任検察官がこれを行行使することができる。

第 24 条第 2 項に基づき情報を受領した欧州委任検察官が移管の権利を行使しないと判断する場合、常設会議が第 10 条第 4 項に基づく決定を行うことができるようにするため、欧州委任検察官は、自身の加盟国の欧州検察官を通じ、管轄の常設会議に通知しなければならない。
7. EPPO は、自身の管轄権を行使しない場合には、不当に遅滞することなく国内管轄官庁に通知しなければならない。国内管轄官庁は、手続の過程の間随時、管轄権を行使しないという決定を見直す根拠を EPPO に与え得る全ての新たな情報を EPPO に通知しなければならない。

EPPO は、国内における捜査が完結しておらず、かつ、起訴状が裁判所に提出されていない場合には、当該情報を受領後、移管の権利を行使することができる。当該決定は、第 1 項が規定する期限内に行わなければならない。

8. 欧州連合の財政的利益に 10 万ユーロ未満の損害をもたらした又はもたらす見込みがある犯罪に関し、協議会が、当該犯罪の重大性又は個別の事件の手続の複雑性に鑑み、欧州連合レベルで捜査又は訴追を行う必要がないと判断する場合、協議会は、第 9 条第 2 項に基づき、欧州委任検察官が事件を移管しないことを独立的に、かつ、不当に遅滞することなく決定できるようにする一般的指針を发出しなければならない。

当該指針は、犯罪の性質、状況の緊急度及び欧州連合の財政的利益の損害を完全に回復するために必要な全ての措置を講じる義務のある国内管轄官庁の責任を個別に考慮し、必要な詳細事項とともに、指針が適用される状況を、明確な基準設定により、明記したものでなければならない。

9. 欧州委任検察官は、一貫性ある指針の適用を確保するため、第 8 項に基づく全ての決定を管轄の常設会議に通知しなければならない。また、各常設会議は、指針の適用に関し、毎年協議会に報告しなければならない。

第 28 条 捜査の実施

1. 事件を担当する欧州委任検察官は、この規則及び国内法に基づき、捜査及びその他の措置を自ら実施し、又は自身の加盟国の管轄官庁に指示することができる。当該官庁は、国内法に基づき、全ての指示が守られるようにしなければならない。自身に課された措置を行わなければならない。担当欧州委任検察官は、EPPO の内部手続規則が定める規則に基づき、当該事件における重要な進展を、事件管理システムを通じ、管轄の欧州検察官及び常設会議に報告しなければならない。
2. EPPO が捜査を行う間随時、国内管轄官庁は、担当欧州委任検察官が与えた指示に基づく行為でなくとも、効果的な捜査のために必要な緊急措置を国内法に基づき講じなければならない。国内官庁は、自身がとった措置を、不当に遅滞することなく担当欧州委任検察官に通知しなければならない。
3. 管轄の常設会議は、担当欧州委任検察官が次の各号のいずれかに該当する場合、監督欧州検察官の提案に基づき、事件を同じ加盟国の他の欧州委任検察官に割り当てるよう決定することができる。
 - (a) 捜査又は訴追を遂行できないとき。
 - (b) 管轄の常設会議又は欧州検察官の指示に従わないとき。
4. 例外的に、監督欧州検察官は、次の各号の基準のうち 1 又は 2 以上に該当する理由により、捜査又は訴追の効率性のため不可欠と考えられる場合、管轄の常設会議の承認を得た後、自ら捜査及びその他の措置を行い又は自身の加盟国の管轄官庁に指示して直接捜査を行うことを、理由を付して決定することができる。
 - (a) 特に欧州連合レベルにおける影響の可能性に鑑みた犯罪の重大性
 - (b) 捜査が、欧州連合の職員若しくはその他の雇用者又は欧州連合の機関の構成員に関わるものである場合
 - (c) 第 3 項が規定する再割当ての仕組みが失敗した場合

このような例外的状況において、加盟国は、欧州検察官が捜査及びその他の措置を命令し

又は要請する権利を有し、かつ、この規則及び国内法に基づき、欧州委任検察官の全ての権限、責任及び義務を有するように取り計らわなければならない。

当該事件に関わる国内管轄官庁及び欧州委任検察官には、この項に基づく決定について、不当に遅滞することなく通知されなければならない。

第 29 条 特権又は免除の撤回

1. EPPO による捜査に、国内法に基づく特権又は免除によって保護される者が含まれ、当該特権又は免除が特定の捜査の妨げとなる場合、欧州検察局長は、当該国内法が規定する手続に基づき、特権又は免除を撤回するよう、理由を付して書面で要請しなければならない。
2. EPPO による捜査に、欧州連合の法、特に欧州連合の特権及び免除に関する議定書⁽¹⁸⁾に基づき特権又は免除によって保護される者が含まれ、当該特権又は免除が特定の捜査の妨げとなる場合、欧州検察局長は、欧州連合の法が規定する手続に基づき、特権又は免除を撤回するよう、理由を付して書面で要請しなければならない。

第 2 節 捜査方法及びその他の措置に関する規則

第 30 条 捜査方法及びその他の措置

1. 加盟国は、捜査対象の犯罪に対する最高刑が少なくとも 4 年以上の拘禁である場合、欧州委任検察官が次の各号に掲げる捜査方法を命令し、又は要請する権利を有するように取り計らわなければならない。
 - (a) 建物、土地、交通手段、個人の住宅、衣服及びその他の私有財産又はコンピュータシステムを探索し、その完全性の保持又は証拠の喪失若しくは汚損の防止のために必要なあらゆる保存的措置を行うこと。
 - (b) 関連するあらゆる物体又は文書の提出物を原型又はその他の特定の形態で取得すること。
 - (c) 欧州議会及び EU 理事会の指令 2002/58/EC の第 15 条第 1 項第 2 文⁽¹⁹⁾に従った国内法に基づき個別に保持されているデータを除く、銀行口座データ及びトラフィックデータ⁽²⁰⁾を含む、保存されたコンピュータデータの提出物を、暗号化され又は復号化された原型又はその他の特定の形態で取得すること。
 - (d) 財産を含む犯罪の手段又は収益の所有者、所持者又は管理者が、裁判所による没収を命じる判決を妨害しようとすると思料される理由がある場合に、当該没収の対象となることが見込まれる、当該手段又は収益を凍結すること。
 - (e) 被疑者又は被告人が使用している電子通信手段を通じ、被疑者又は被告人が送受信した電子通信を傍受すること。
 - (f) コントロールデリバリー [泳がせ捜査] を含む技術的手段により、物体を追跡し及び

(18) Protocol (No 7) on the privileges and immunities of the European Union, *Official Journal of the European Union*, C202, 2016.6.7, pp.266-272. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2016:202:FULL&from=EN>>

(19) Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on privacy and electronic communications), *Official Journal of the European Union*, L201, 2002.7.31. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32002L0058>> 第 15 条第 1 項第 2 文は、加盟国が、国家安全保障、防衛、公共安全、犯罪捜査等のための通信データ保持について規定する立法措置を採択できることを定めている。

(20) トラフィックデータは、ネットワークを通じて送受信された通信のルーティング (経路制御)・継続時間・時間・量、使用されたプロトコル、送受信者の端末機器の位置、ネットワーク等に関するデータを指す。 *ibid.*, recital 15.

位置を特定すること。

2. 法的に秘密保持義務に拘束される特定の 카테고리又は職業の者に適用される個別の制限が国内法に含まれる場合、この条の第 1 項が規定する捜査方法は、第 29 条に影響を及ぼすことなく、適用される国内法に基づく条件に従うものとすることができる。
3. この条の第 1 項第 c 号、第 e 号及び第 f 号が規定する捜査方法は、適用可能な国内法が規定する制限を含む、その他の条件に従うものとすることができる。特に、加盟国は、特定の重大犯罪について、この条の第 1 項第 e 号及び第 f 号の適用を制限することができる。当該制限を行おうとする加盟国は、第 117 条に基づき、特定重大犯罪の関連リストを EPPO に通知しなければならない。
4. 欧州委任検察官は、第 1 項に掲げる措置に加えて、国内の類似事件において国内法の下で検察官が行うことが可能なその他の措置を、自身の加盟国で要請し、又は命じる権利を有するものとする。
5. 欧州委任検察官は、第 1 項及び第 4 項に掲げる特定の措置が、捜査に有益な情報又は証拠を提供する可能性があると考えられる合理的根拠があり、かつ、当該目的を達成することのできる、より侵害的でない方法がない場合にのみ、当該措置を命じることができる。当該措置に関する手続及び詳細は、適用可能な国内法により規律されなければならない。

第 31 条 国境を越える捜査

1. 欧州委任検察官は、国境を越える捜査において、相互の援助及び定期的協議により、緊密に協力して活動しなければならない。担当欧州委任検察官の加盟国以外の加盟国において措置を行う必要がある場合、担当欧州委任検察官は、必要な措置の採択に関する決定を行い、当該措置を行う必要がある加盟国に置かれた欧州委任検察官に移譲しなければならない。
2. 担当欧州委任検察官は、第 30 条に基づき行うことができる全ての措置を移譲することができる。当該措置の正当化及び採択については、担当欧州委任検察官の加盟国の法が規律しなければならない。担当欧州委任検察官が、捜査方法を、他の加盟国の 1 又は複数の欧州委任検察官に移譲する場合、担当欧州委任検察官は、同時に自身の監督欧州検察官にも通知しなければならない。
3. 補助欧州委任検察官の加盟国の法律において、措置に関し司法認可が必要である場合、補助欧州委任検察官は、当該加盟国の法に基づき、認可を得なければならない。

移譲された措置について司法認可が与えられない場合には、担当欧州委任検察官は、移譲を撤回しなければならない。

ただし、補助欧州委任検察官の加盟国の法がそのような司法認可を必要とせず、担当欧州委任検察官の加盟国の法がこれを必要としている場合には、後者の担当欧州委任検察官が認可を取得し、移譲とともに提出しなければならない。

4. 補助欧州委任検察官は、移譲された措置を行い、又は国内管轄官庁に行うよう指示しなければならない。
5. 補助欧州委任検察官が、次の各号のいずれかの場合に該当すると判断する場合には、自身の監督欧州検察官に通知し、当該事項を双方で解決するため、担当欧州委任検察官と協議を行わなければならない。
 - (a) 移譲に不備がある又は明白な誤りが含まれている場合。
 - (b) 正当かつ客観的理由のため、移譲によって定められた期限内に措置を行うことができな

い場合。

- (c) より侵害的でない別の措置により、移譲された措置と同等の結果を達成し得る場合。
 - (d) 割り当てられた措置が自身の加盟国の法の下において存在しない又は国内の類似事件において行うことができない場合。
6. 移譲された措置が国内だけでは存在せず、しかし相互承認又は国境を越える協力に関する法的手段の適用により、国境を越える状況においては行うことができる場合には、関係する欧州委任検察官は、監督欧州検察官の同意により、当該手段を用いることができる。
 7. 欧州委任検察官が当該事項を7就業日以内に解決することができず、移譲が継続している場合には、当該事項は管轄の常設会議に付託されなければならない。移譲された措置が、移譲が定める期限内又は合理的な期間内に行われなければならない場合も同様とする。
 8. 管轄の常設会議は、必要な範囲で、事件に関係する欧州委任検察官に聞き取りを行い、その後、不当に遅滞することなく、適用可能な国内法及びこの規則に基づき、移譲された必要な措置又は代替措置の補助欧州委任検察官による実施及び実施の期限を決定し、この決定を管轄の欧州検察官を通じ欧州委任検察官に通知しなければならない。

第32条 移譲された措置の実施

移譲された措置は、この規則及び補助欧州委任検察官の加盟国の法に基づき実施されなければならない。担当欧州委任検察官が明示した形式及び手続は、当該形式及び手続が補助欧州委任検察官の加盟国の法の基本原則に反しない限り、遵守しなければならない。

第33条 審理前の逮捕及び国境を越える引渡し

1. 担当欧州委任検察官は、国内の類似事件に適用可能な国内法に基づき、被疑者又は被告人の逮捕又は審理前の勾留を命じ又は要請することができる。
2. 担当欧州委任検察官は、自身の加盟国にいない者の逮捕及び引渡しが必要な場合には、EU理事会枠組決定2002/584/JHA⁽²¹⁾に基づき欧州逮捕状を発行し、又は当該加盟国の管轄官庁に発行するよう要請しなければならない。

第3節 訴追に関する規則

第34条 国内官庁への事件の委託及び移送

1. EPPOの捜査により、捜査対象の事実が第22条及び第23条に基づきEPPOが管轄権を有する刑事犯罪を構成しないことが明らかになった場合、管轄の常設会議は、不当に遅滞することなく、当該事件を国内管轄官庁に委託するよう決定しなければならない。
2. EPPOの捜査により、第25条第2項及び第3項が規定する管轄権行使のための特定の条件が満たされないことが明らかになった場合、管轄の常設会議は、不当に遅滞することなく、国内裁判所における訴追を開始する前に、当該事件を国内管轄官庁に委託するよう決定しなければならない。

(21) Council Framework Decision of 13 June 2002 on the European arrest warrant and the surrender procedures between Member States (2002/584/JHA), *Official Journal of the European Union*, L190, 2002.7.18 <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02002F0584-20090328>> 同枠組決定は、テロ行為、サイバー犯罪、殺人等を含む32の犯罪について、加盟国が発行した欧州逮捕状 (European arrest warrant) を他の加盟国で承認・執行するための制度を定めている。

3. 協議会が、欧州連合の財政的利益に 10 万ユーロ未満の損害をもたらした、又はもたらし見込みがある犯罪に関し、犯罪の重大性又は個別の事件における手続の複雑さに鑑み、欧州連合レベルにおいて事件の捜査又は訴追を行う必要がなく、かつ、捜査又は訴追の効率性に利するものと判断する場合には、協議会は、第 9 条第 2 項に基づき、常設会議が国内管轄官庁に事件を委託することを可能とする一般的指針を発出しなければならない。

当該指針は、EPPO が指令（EU）2017/1371 の第 3 条第 2 項第 a 号及び第 b 号⁽²²⁾に掲げる犯罪に関して管轄権を行使する場合並びに欧州連合の財政的利益にもたらした、又はもたらし見込みがある損害が、他の被害者にもたらした又はもたらし見込みがある損害を上回らない場合、常設会議が国内管轄官庁に事件を委託することを可能とするものでなければならない。

常設会議は、一貫性ある指針の適用を確保するため、指針の適用に関し、毎年協議会に報告しなければならない。

当該委託は、第 22 条第 3 項が掲げる、EPPO の管轄権の範囲内における〔第 22 条第 1 項に該当する犯罪行為と〕不可分に関連する犯罪も含むものでなければならない。

4. 常設会議は、第 3 項に基づき事件を国内官庁に委託するという決定を、欧州検察局長に通知しなければならない。欧州検察局長は、EPPO の委託方針の一貫性を確保するために必要と考える場合には、この情報の受領から 3 日以内に、当該決定を再検討するよう常設会議に要請することができる。欧州検察局長が、関係する常設会議の構成員である場合、欧州副検察局長のうち 1 人が、当該再検討を要請する権利を行使しなければならない。
5. 国内管轄官庁が、第 2 項及び第 3 項に基づく事件の引継ぎを 30 日以内に受諾しない場合、EPPO は、この規則が定める規定に基づき、当該事件を訴追し、又は不起訴とする権限を引き続き有するものとする。
6. 常設会議は、EPPO が第 39 条第 3 項に基づく不起訴を検討し、かつ、国内官庁がかかる要請を行う場合、当該事件を国内官庁に遅滞なく委託しなければならない。
7. この条の第 1 項、第 2 項又は第 3 項、及び第 25 条第 3 項に基づく委託の後、国内官庁が捜査の開始を決定した場合、EPPO は、記録を国内官庁に送付し、更なる捜査又は訴追措置を行うことは差し控え、また、事件を終結させなければならない。
8. この条の第 1 項、第 2 項又は第 3 項、及び第 25 条第 3 項に基づき記録が送付された場合、EPPO は、欧州連合の関係諸機関及び、国内法に基づき必要な場合には、被疑者又は被告人及び犯罪犠牲者に、送付について通知しなければならない。

第 35 条 捜査の終了

1. 担当欧州委任検察官は、捜査が完了したと判断する場合、当該事件の概要及び国内裁判所への訴追又は第 34 条、第 39 条若しくは第 40 条に基づく事件の委託、不起訴若しくは簡易訴訟手続についての決定案を含む報告書を、監督欧州検察官に提出しなければならない。監督欧州検察官は、必要と判断する場合には、自身の査定を添えて、当該文書を管轄の常設会議に送付しなければならない。常設会議は、第 10 条第 3 項に基づき、欧州委任検察官が提案した決定を行う場合、当該事項を適宜遂行しなければならない。
2. 常設会議が、受領した報告書に基づき、欧州委任検察官が提案した決定を行わないと判断する場合には、必要に応じ、最終決定を行い又は欧州委任検察官に更なる指示を与える前に、

(22) 前掲注(17)参照。

当該事件記録の再検討を行わなければならない。

3. 該当する場合には、欧州委任検察官の報告書は、自身の加盟国の裁判所又は第 26 条第 4 項に基づき事件の裁判権を有する他の加盟国の裁判所のいずれかにおいて公判請求を行うための十分な根拠を提供するものでなければならない。

第 36 条 国内裁判所への訴追

1. 欧州委任検察官が公判請求を提案する決定案を提出した場合、常設会議は、第 35 条が規定する手続に従い、21 日以内にこの案について決定しなければならない。常設会議は、決定案が公判請求を提案するものである場合、事件の不起訴を決定することはできない。
2. 常設会議が 21 日間の期限内に決定を行わない場合、欧州委任検察官による決定案は受諾されたとみなされるものとする。
3. 常設会議は、2 以上の加盟国が事件に裁判権を有する場合、原則として、担当欧州委任検察官の加盟国において事件を訴追するよう決定しなければならない。ただし、常設会議は、第 26 条第 4 項及び第 5 項が規定する基準を考慮し、十分に正当化できる根拠がある場合には、第 35 条第 1 項に基づき提供された報告書を考慮し、他の加盟国で事件を訴追することを決定し、当該加盟国の欧州委任検察官に適宜の指示を行うことができる。
4. 複数の欧州委任検察官が、複数の事件に関し、国内法に基づき当該事件の各々に裁判権を有する 1 つの加盟国の裁判所に当該事件の訴追を行うことを目的として、同一の者に対して捜査を行っている場合には、管轄の常設会議は、事件の公判請求を決定する前に、担当欧州委任検察官の提案に基づき、複数の事件を併合することを決定できる。
5. 訴追を行う加盟国が決定された場合には、当該加盟国における管轄の国内裁判所を、国内法に基づき決定しなければならない。
6. 本部は、回復、行政措置又は監視の目的のため必要な場合には、訴追の決定について、国内管轄官庁、関係者及び欧州連合の関係諸機関に通知しなければならない。
7. 欧州委任検察官は、裁判所の判決後に検察が上訴するかどうか決定しなければならない場合、決定案を含む報告書を管轄の常設会議に提出し、指示を待たなければならない。欧州委任検察官は、国内法が定める期限内に当該指示を待つことが不可能な場合には、常設会議からの事前の指示なく上訴する権限を有するものとし、これに続き、遅滞なく報告書を常設会議に提出しなければならない。その後、常設会議は、上訴の維持又は取下げを欧州委任検察官に指示しなければならない。担当欧州委任検察官が、訴訟手続中に、適用可能な国内法に基づき、事件の不起訴につながる立場をとる場合にも、同様の手続を適用しなければならない。

第 37 条 証拠

1. EPPO の検察官又は被告人が裁判所に提示した証拠は、他の加盟国において又は他の加盟国の法に基づき収集されたというだけの理由で、採用を拒否してはならない。
2. この規則は、被告人又は EPPO の検察官が提示した証拠を自由に査定する裁判所の権限に影響を与えないものとする。

第 38 条 没収財産の処分

欧州議会及び EU 理事会の指令 2014/42/EU⁽²³⁾ を置換した国内法を含む、国内法に従った要

(23) Directive 2014/42/EU of the European Parliament and of the Council of 3 April 2014 on the freezing and confiscation of instrumentalities and proceeds of crime in the European Union, *Official Journal of the European Union*, L127, 2014.4.29. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32014L0042>>

件及び手続に基づき、国内管轄裁判所が、最終的な判決において、EPPO の管轄権の範囲内の犯罪に関連する財産又は当該犯罪から得た収益の没収を決定した場合、当該財産及び収益は、適用可能な国内法に基づき処分されなければならない。この処分は、欧州連合又は他の被害者に生じた損害が補償される権利に悪い影響を与えるものであってはならない。

第 4 節 訴追の代替措置に関する規則

第 39 条 事件の不起訴

1. 常設会議は、次の各号のいずれかに掲げる理由のため、訴追が不可能となった場合には、担当欧州委任検察官の加盟国の法に従い、第 35 条第 1 項に基づき事件を担当する欧州委任検察官が提供した報告書を踏まえ、事件の不起訴を決定しなければならない。
 - (a) 被疑者若しくは被告人の死亡又は被疑者若しくは被告人である法人の解散
 - (b) 被疑者又は被告人の心神喪失
 - (c) 被疑者又は被告人に対する大赦
 - (d) 撤回されていない場合における、被疑者又は被告人に対する免除
 - (e) 国内法に基づく訴追期間の満了
 - (f) 同一の行為に関する被疑者又は被告人の事件が既に最終的に処分されていること
 - (g) 関係証拠の不足
2. 第 1 項に基づく決定は、当該決定時に EPPO が知らず、決定後に知り得た新たな事実に基づく更なる捜査を排除してはならない。当該新事実に基づく捜査再開の決定は、管轄の常設会議が行わなければならない。
3. EPPO は、第 22 条第 3 項に基づき管轄権を有する場合、第 25 条第 6 項に掲げる加盟国の国内官庁との協議後に限り、事件を不起訴とするものとする。常設会議は、該当する場合には、第 34 条第 6 項、第 7 項及び第 8 項に基づき、事件を国内管轄官庁に委託しなければならない。

EPPO が、指令（EU）2017/1371 の第 3 条第 2 項第 a 号及び第 b 号に掲げる犯罪に関して管轄権を行使する場合、並びに欧州連合の財政的利益にもたらした又はもたらす見込みがある損害が他の被害者にもたらした又はもたらす見込みがある損害を上回らない場合も、同様とする。
4. EPPO は、事件が不起訴となった場合、国内管轄官庁に公式に通知しなければならず、不起訴について、欧州連合の関係諸機関並びに、国内法に基づき必要に応じ、被疑者又は被告人及び犯罪被害者に通知しなければならない。不起訴となった事件は、OLAF に委託し、又は回復若しくはその他の行政措置のため、国内管轄行政・司法官庁に委託することができる。

第 5 節 簡易手続に関する規則

第 40 条 簡易訴追手続

1. 適用可能な国内法が、被疑者が合意した条件に基づき、事件の最終的な処分を目的として簡易訴追手続を規定している場合、担当欧州委任検察官は、第 10 条第 3 項及び第 35 条第 1 項に基づき、管轄の常設会議に対し、国内法が規定する要件に基づく当該手続の適用を提案することができる。

指令 (EU)2017/1371 の第 3 条第 2 項第 a 号及び第 b 号に掲げる犯罪に関し EPPO が管轄権を行使する場合であり、かつ、欧州連合の財政的利益にもたらした又はもたらす見込みがある損害が、他の被害者にもたらした又はもたらす見込みがある損害を上回らない場合には、欧州委任検察官は、簡易訴追手続の適用を提案する前に、国内検察官庁と協議を行わなければならない。

2. 常設会議は、担当欧州委任検察官の提案に関し、次の各号に掲げる理由を考慮して決定しなければならない。

(a) 特に発生した損害に基づく犯罪の重大性

(b) 不法行為により生じた損害を補償することに対する犯罪被疑者の意思

(c) 当該手続の利用が、この規則が規定する EPPO の一般的な目的及び基本原則に一致すること。

協議会は、第 9 条第 2 号に基づき、これらの理由の適用に関する指針を採択しなければならない。

3. 常設会議が提案に合意した場合、担当欧州委任検察官は、国内法が規定する要件に基づき簡易訴追手続を適用し、これを事件管理システムに登録しなければならない。被疑者が合意した条件が満たされ、簡易訴追手続が完了した場合、常設会議は、事件の最終的な処分を行うよう欧州委任検察官に指示しなければならない。

第 6 章 手続上の保護 (略)

第 7 章 情報の取扱い (略)

第 8 章 データ保護 (略)

第 9 章 財政及びスタッフ規定 (略)

第 10 章 EPPO のパートナーとの関係に関する規定 (略)

第 11 章 総則 (略)

(しまむら ともこ・総務部総務課)

(本稿は、筆者が海外立法情報課在職中に執筆したものである。)